

## 第二章 民衆結社の生成

——天橋義塾と叡麓舎——

## はじめに

今日の研究史は、自由民権期の民衆運動を政党政治の前史として捉える見解と、土着的な「共同体」農民の抵抗運動として捉える見解とに両極分化してきている。ここでは行論の都合上後者のみを取り上げるが、戦後の自由民権運動史研究の課題は、『自由党史』に見られる立志社―愛国社―国会期成同盟―自由党という民権運動発展の「神話」を克服することにあった。士族層の「上流の民権」に対する豪農・都市知識人層の「下流の民権」、愛国社的潮流と対立する在村的潮流・都市民権派潮流を発見し、後者とりわけ江村榮一氏の言う「在地民権結社の潮流」に国会開設運動の主体を見出していった。<sup>(1)</sup>

しかし近年、在村的潮流の研究が、民衆思想史研究と結びつき、民権運動期の激化事件の再評価へと帰結している。とりわけ一九八〇年代の安丸良夫・鶴巻孝雄氏らの研究は、七〇年代の研究を主導してきた色川大吉・井上幸治氏らの民権運動の「小ブルジョアの変革主体」論を批判し、困民党研究を正面に据え、小作Ⅱ貧農の「財産所有権制限の主張」(ヨーロッパ近代の「モラル・エコノミー」概念が適応される)が、「自由主義的な経済発展をめざす自由民権運動」と対立すると説かれている。<sup>(3)</sup> その「モラル・エコノミー」論の日本への機械的適応には疑問があるが、戦後の自由民権運動史研究の呪縛とも言うべき「指導Ⅱ同盟」論を克服し、近代成立期の民衆諸闘争をへ複合闘争Ⅱ的な視点から捉えようとする氏らの姿勢からは学ばされる。<sup>(4)</sup> だが、氏らの研究には、一九八七年度歴史学研究会大会の稲田雅洋氏の報告に見られるような、「近代Ⅱ悪Ⅱ民衆世界Ⅱ善」とする、近代社会の全否定論に帰結する危険性がある。少なくとも稲田氏の議論は、近代日本民衆の「下からの近代化」の可能性を否定しており、真の「近代」批判は近代社会を経過するなかでしか生まれない、という歴史のパラドックスを理解しえないものである。

筆者は、既に自由民権期の租税共議権闘争を、丹後地域の地価修正運動を通して分析しており、ここでは民権期(6)京都府下における民衆結社の生成を粗述する。京都府の自由民権運動史研究には、原田久美子氏らの先駆的な業績があるが、まだまだ立ち遅れていると言わざるをえない(7)。丹後の民権結社天橋義塾について一言すれば、同社は原田氏の研究に依拠した江村栄一氏の高い評価はあるが、全般的には低く評価されている(8)。教育史では、「政談」を日課としている天橋塾は民権運動が下火になるとともに衰弱し、公立宮津学校に「身売り」した例として取り上げられる(9)。色川氏の通史「自由民権」のなかでも、天橋義塾は「藩主や家老までも創立委員に名をつらね」、「容易に士族的限界から脱却することはできなかった(10)」とされる。また、熊本の民権私塾大江義塾と比較して民権教育の「浅薄」さが指摘されている(11)。最近では、辻ミチ子氏が、「天橋義塾を支えたのは、旧宮津藩士を中心とする郷党の力(12)」とされ、その評価を受けて、飛鳥井雅道氏は、天橋義塾は「旧領主・藩士が一体となって、地域の子弟の教育にあたり、宮津の解体を防ぎ、地域の再建にあたらうとした面の方が、より主要な目的」であり、「天橋義塾から民権青年が巣立つことは排除されなかったが、塾そのものは明治十七年、京都府が宮津中学校を新設すれば、そこに吸収されても何の不思議もなかった(13)」とされる。

上記の批判について原田氏は、「政治学習の偏重という傾向よりも、むしろ基礎学力の養成を重んじた点に特色があった。それは、生徒たちを近代的な政治主体として鍛えてゆくための地道な教育実践であり、地域住民の要求とも合致するものであった」と反論(14)しており、私の力量や与えられた紙数で、これらの問題全てに答えるのは不可能である。但し管見では、天橋義塾を創立の当初から民権私塾と考えたり、最後まで一貫して士族的結社とする超歴史的な評価には反対である。そのような研究史上の対立を念頭に置きながら、天橋義塾の創設と一八八〇年前後の京都市域の民衆結社の結成の問題を考えてみたい。

## 一 民衆結社の時代

## 1 京都府下における民衆結社の概観

一八七五年から八一年迄に京都府下で結成された民衆結社・団体の概観を表2、1に見る。勿論、新聞や伝記・史資料などでわかるものを列記したので、記載もれが多いと思う。また、寺小屋・私塾と新聞・雑誌などは、特に必要なもの以外は除いている。<sup>(15)</sup>

設立の時期から見ると、圧倒的に一八八〇・八一年が多く、おそらく明治期を通してこの頃が最高ではないかと考えられる。自由民権運動の発展にともなって、府下に数多くの民衆結社が生まれている。地域別に見ると、市域一三、山城七、丹波一、丹後二〇、不明(たぶん山城)一の計五二社になる。新聞記事に載る偶然性もあるが、丹後の二〇は民権運動の先進地域ぶりを物語っている。明確に民権運動と関係した結社が二四社、内丹後が一社である。また一八八二年一〇月の立憲政党的届出党員を国別で見ると、全国六四一名中京都市内は五名、山城は七名であるが、兵庫県を含む丹波は二〇九名(三三・六%)、丹後は一四六名(二二・八%)である。丹波・丹後地域だけで、立憲政党的全構成員の半分以上になる。<sup>(16)</sup> 都市部は他地域の民権家が活躍しており、地域別の届出では過少にしか出ないこともあるが、それにしても少ない。民権運動に関する限り、都市部の相対的な後進性と丹後・丹波の先進性が際立っている。

結社・団体の性格は、学習結社としての天橋義塾、演説会社、叡麓舎、協議社、法律切磋会、新聞縦覧所、数理探究義塾、協和会、盈科義塾、法律学舎、盟親会、教育談会、見弘舎、而知会、学術演説会、愛民義塾、学楽会、

表2-1 京都府下の民衆結社・団体（一八七五～八一年）

名称	設立	場所	設立の目的	構成員	出典	民権運動
①天橋義塾	七五年七月一日	与謝郡宮津	旧宮津藩士子弟の中等教育機関。後年、民権結社。	小笠原長孝・長道・鳥居海・栗飯原曦光・沢辺正修	「天橋義塾略史」他	○
②演説会社	七八・一・六	下京区木屋町	毎週日曜日、同所池吉楼において公益演説会を開催。	揖東正彦・坂井喜三郎・牧田栗造ら五七名	演舌社談一・三号	○
③叡麓舎	七七・一二・一七	上京区広橋殿町四一八	亜細亞学科、欧羅巴学科、芸術科を開講。	教師村上作夫、生徒二五名	「私学調査表」他	
④協議社	七八・二	上京区丸太町	府の査官たちの和漢の法律書等の研究会。	教師渡辺潔	大日二・一七	
⑤法律切磋会	七八・二・二三	下京区常勝寺	代言人の仏蘭西民法の研究會。	代言人數十人	大日三・二七	
⑥新聞縦覧所	七八・三・二六	伏見区京町三	無代価で新聞を縦覧。	岡本・大島	西京新聞三・三〇	
⑦協計社	七九・一・二九	下京区奈良町二九二番地	書籍を貸与し、人民固有の知識を開達する。	社長高崎芳宣、世話人秋田新次郎	「明治十年諸願伺」	○
⑧数理探究義塾	七九・二・一	上京区二条油小路	数学の教授。	社長服部直、長沢亀之助	波多野鶴吉	
⑨天橋商社	七九・三	宮津	朝鮮糸を輸入して、縮緬生産。	波多野鶴吉	翁伝	○
⑩協和会	七九・春	熊野郡野中村	毎年三、四回集まって、討論会又は談話会を開催。	糸井徳之助・小笠原長孝・木崎清三・酒井隆益	大日三・五	
⑪盈科義塾	七九・八	南桑田郡亀岡	地方の青年に中等教育を授け、法政の知識を与える。	奥田新之丞他、会員三〇余名 田中原太郎・垂水新太郎・石田真平・川勝光之助	奥田家累代記 田中原太郎 翁伝	

⑫ 法律学舎	八〇・一		生徒を募集し、法学を勉強。 薬品の売買。	京都府会議員伊東某	大日一・一	
⑬ 煉真社	八〇・一・三〇	加佐郡舞鶴町	毎月二五銭を三カ年積み立て、凶荒に備える。 若者組。	頭取牛江松軒、副頭取田中清美ら一〇〇余名 岩城親雄・沢辺正修・横川規ら一五〇余名	大日二・一 同右	○
⑭ 稠繆社	八〇・二	宮津	道徳修身を論じ、親睦を旨とす。 毎月一五日、天橋義塾において教育の事理を論談。 新聞の縦覧。	会長西村権右衛門ら九名 会長沢辺正修 藤木守治郎	徳重文書 徳重文書 大日七・二 七	
⑮ 朋友社	八〇・三	与謝郡岩滝村	毎年二月五日に大会を開き、信州の善光寺に参詣。 全国の新聞を取次ぎ近在に販売。	二〇〇人 舎長藤木亀太郎 榑原鋭吉他	大日八・五 大日八・一 九	○
⑯ 盟親会	八〇・五・二三	下京区上柳町	国会開設のための演説会を開催。	宮津の監獄掛を免職になつた旧宮津藩士一八名が創設	大日九・二 八、一一・ 一九	
⑰ 教育談会	八〇・七・二六	宮津	道義を主意とし、情誼を専一にし、広く相互の知識を	幹事国府忠誠、会頭伏原有文、会員一〇〇余名	徳重文書 大日八一・	
⑱ 新聞縦覧所	八〇・七	天田郡 福知山新町				
⑲ 同信社	八〇・七	同右				
⑳ 見弘社	八〇・八	同右				
㉑ 明治社	八〇・八	福知山				
㉒ 鑽燧社	八〇・九	宮津				
㉓ 而知会	八〇・九	南桑田郡古世村				

②4 熊野郡同仁会	八〇・九	熊野郡	交換する。 熊野郡有志者の会。懇親を 結び相互に知識を交換し、 世務を談論。 士族の妻子が綿氈を織る授 産場。	稲葉市郎右衛門・稲葉宅 蔵・稲葉牧太・西垣虎吉 ・大石精美他	一・二六 大日八一・ 四・二六	○
②5 習業社	八〇・一〇	何鹿郡綾部			大日一〇・ 九	
②6 朝日組	八〇・一〇・	下京区十禅寺 町	摺附木を製造・販売。		大日八一・ 一・一六	
②7 府中農事相談 会	八〇・一一・三〇	与謝郡府中	国会開設運動、他。	世話掛宮崎佐平治・小松 純爾、会員四七名	宮崎日誌	○
②8 平安公会	八〇・二二・二四	京都全域	天与の幸福を全う、国権を 拡張、帝室を翼戴、改良主 義を開く。	松野新九郎・沢辺正修・ 服部直・久保田米儷・児 島定七・安本利七他	古卷家文書 大日八一・ 一・一六	○
②9 綴喜郡国会期 成同盟	八〇・二二	綴喜郡田辺・ 河原・薪村	国約憲法を制定し、速に国 会開設あるを熱望する。	西川義延・吉川磯右衛門 ・西村篤・吉川嘉伝治他	田辺町近世 近代資料集	○
③0 南山懇親会	(八〇)	綴喜郡田辺村	三カ月に一度全郡懇親会を 開催。		同右	
③1 同盟社	未詳	福知山		社長奥村、飯田、平田他	大日八一・ 一・一三	○
③2 共愛会	未詳	宮津		一〇〇余名	同右	○
③3 折善会	未詳	中郡大野村	中郡一四ヶ村の有志結合。	幹事古卷意平	同右、一・ 一三	○
③4 自由会	未詳	亀岡・福知山	国会請願有志者の集まり。		大日一・ 一六	○
③5 学術演説会	未詳	愛宕郡岡崎村	日曜日毎に村民が会して演		同右	

③⑥ 大成会	(八一・一・五解散)	京都市	説会。	揖東正彦が主唱	大日一・一	○
③⑦ 交詢会	八一・一・一一	烏丸四条下ル 波多野鶴吉宅	議員の集議によりて専ら知識を交換するを以て議会の主眼とする。 普通専門の二科を置き、読書算の三課を設け、郷党の学を隆起す。 団結主義を以て、毎月五・二〇日に集会を開催。	議長服部直・石田壽治 他、会員四〇名。	大日一・一 四、三・四	○
③⑧ 愛民義塾	八一・二・一一	綴喜郡大住村		吉田喜内、樺井保親、西村彦四郎	『百年の資料』	
③⑨ 丹後与謝会	八一・二・一一	宮津		藤田三右衛門・今林仲蔵 ・三井長右衛門、一〇〇 余名	大日二・二 四、三・四	○
④⑩ 愛友社	未詳	宮津	人間交際の情誼をあつくる。月五〇円積立、三田尻弘塩社と交流。 毎月一回開会。	小西安兵衛・山本吉衛・ 黒田宇兵衛他、社員数十 名	大日二・二 四	
④⑪ 学楽会	八一・三・一一	熊野郡川上谷			大日四・九	
④⑫ 推誠会	八一・三	与謝郡弓木・ 岩瀧村	小団結をなし、専ら改良主義の目的をもつて研究討論をなす。		大日三・一	○
④⑬ 弘道懇親会	八一・四・一(第二回)	与謝郡岩瀧村	弘道学校では、学事会議を起し経済法等を議し、訓導を奨励。 相互の知識を交換し、且つ協心戮力大いに国家のために尽くす。	会主糸井徳之助、一〇〇 余名	大日四・九	○
④⑭ 共奨会	八一・四	京都市		区部会議員・連合区会議員、五〇余名	大日四・二	



④5 善進会	八一・五・二一 (第二回)	竹野郡中浜村	議題は製糸改良・種粃撰定・節儉・道路開設策・壮年者に勸学他。 (舞鶴製糸会社と合併)	永尾勝輔・岡田・松井他	大日六・三	
④6 有慶社	(八一・六・一五)	舞鶴	演説討論会を開催。 少年輩は法律・権利を談合	会主谷紀百、来会七〇余名	大日六・二一	
④7 園部親睦会	八一・七・一〇	船井郡園部	弓術・西洋球打・鉄球等を開催。	野村彦四郎・今立吐醉他	大日七・一四	〇
④8 新聞縦覧所	八一・七	竹野郡間人村	中学校即高等普通の教科を備え、人材を養成。 海内数十種の新聞雑誌・翻訳書を取寄せ、毎月一六日は新聞談話。	社長伊東熊夫・副社長喜多川孝経、幹事木村良司 前田英吉他二〇名の有志	大日七・二一、九・二	〇
④9 強猶社	八一・七・二一	上京区中之町	救恤共済、共育等の法を立て窮民保護の道を開く。	田辺町近世近代資料集	大日八・三一	〇
⑤0 南山義塾	八一・八・一六	綴喜郡三山木村				
⑤1 新聞縦覧所	八一・八	船井郡須知				
⑤2 保安社	八一・一一	下京区裏寺町 光徳寺			大日一一・一〇	

〔出典〕大日・大阪日報、西京新聞、『演説社談』、『天橋義塾略史』(京都府百年の資料一)、『奥田家累代記』、『田中源太郎翁伝』、岩瀬区有文書(丹後郷土資料館所蔵)、古卷家文書(同上)、府庁文書(京都府立総合資料館所蔵)、徳重文書(同上)、宮崎日誌(宮津市江尻宮崎家所蔵)、『田辺町近世近代資料集』、森博『資料集成による村上作夫伝』他。

推誠会、弘道懇親会、南山義塾。産業結社としての天橋商社、煉真社、綢繆社、鑽燧社、習業社、朝日組、愛友社、善進会、有慶社。政治結社としての天橋義塾、演説会社、明治社、熊野郡同仁会、府中農事相談会、平安公会、綴喜郡国会期成同盟、南山懇親会、同盟会、共愛会、摂善会、自由会、大成会、交詢会、丹後与謝会、弘道懇親会、共奨会、園部親睦会などに大別できる。その他に、同信社のような宗教結社、強猶社のようなスポーツ結社、保安社のような慈善結社も生まれている。勿論、一つの結社が複数の性格を持つこともあり、天橋義塾のように、学習結社から政治結社に変貌していく場合もある。

民衆結社結成の特色を見ると、一八七五年から七九年は啓蒙的な学習結社が主流で、八〇年以降に政治結社が急増する。産業結社は、士族授産型のもと宮津などの商人主導型、農民の勸農団体などに分かれる。民権運動に賛同して宮津の監獄掛を免職になった旧宮津藩士一八名がはじめた鑽燧社などという興味深い結社もある。続いて天橋義塾の結成という具体的な事例を検討してみよう。

## 一一 天橋義塾の創設

### 1 小笠原長道と天橋義塾

丹後における近代的な結社運動は、一八七五年、小笠原長道という二歳の一青年の行動から始まる。小笠原長道こと小室信介は、「宮津藩士小笠原忠四郎長繩の第二子」として、嘉永五（一八五二）年七月二一日、宮津城下の柳繩手に生まれる。父忠四郎は砲術家、兄長孝は天橋義塾の創始者の一人である。「幼にして慧敏、頗る学を好み」、藩校礼讓館で生涯の友沢辺正修の父沢辺淡蔵に学び、慶応二（一八六六）年七月に藩の軍台煩手に任ぜられ、

翌三年二月には一五歳で藩校「礼讓館の助教を兼摂」している。<sup>(18)</sup>藩主本莊宗武の命で京都に遊学し、儒者「中沼了三に師事した」と言われている。だが、一年足らずで明治維新に遭遇し、藩に帰って越後に出兵するが、一八六九年には有吉三七らと「藩の執政」伊従数馬（伊織左近）の暗殺を計画し、伊従の失脚によって未遂に終わっている。<sup>(19)</sup>

「明治三年以後の数年間、信介の伝記は不明であるが」、長道は「大に苦学し」、但馬宿南村の陽明学者池田禎蔵（草庵）、頼山陽の弟子宮原節庵等に学んだと言われている。<sup>(20)</sup>しかし、目下史料上確認できるのは、七〇年三月から西京の儒者山口又左衛門（正養）の盍簪家塾（後年の南山義塾）に学んだことだけである。その小笠原長道が、七二年一〇月から山城国綴喜郡井手小学校の青年教師として私たちの前に現れる。<sup>(21)</sup>

七五年一月、休暇で郷里に帰った長道は、廃藩置県によって職を失った元宮津藩士族の惨めな生活を目にする。とりわけ藩校礼讓館の廃止後、「十五年以上二十年前後ノ少年教ヲ受ル所ナク、遊惰ノ風日ニ長シ」てゆく姿を見て、粟飯原曦光・粟飯原鼎・神谷広生・岩城親雄らと私塾天橋義塾の創設を計画する。「何レノ年カ彼ノ薩長土肥ノ人ト肩ヲ比スルヲ得ンヤ」と彼らは語り、長道が「規則」を制定して、豊岡県一三大区々長鳥居誨に謀るが、「誨モ之ヲ可」としたので、長道は山城へ帰った。<sup>(22)</sup>

この直後の二月二六日、長道は井手小学校の一句読教師として京都府知事長谷信篤に対して一通の「建議」を提出している。長道の論鋒は鋭く、其一、学事責任者として他府県では「学区取締人」を置いているが、「当府下ノ如キハ未タ一人ノ此職ニ任スルモナク、専ラ学事ヲ以テ区戸長ニ責任ス」。その区戸長は「俗物ニシテ、租税土木ノ政務タルヲ知テ、教育ノ事更ニコレヨリ大ナルヲ知ラズ」。そこで「一郡或ハ一大区ニシテ人ヲ扱ヒ材ヲ任シ学区取締人ヲ置キ、コレヲ区戸長ノ上ニ位シ、区戸長ハ論ナシ、教員生徒ノ勉否ヲ甄別シ学校永続ノ方ヲ定義シ、萎靡退歩ノ弊害ヲ除カン」と言う。其二、「今日ノ区戸長ハ猶往昔ノ庄屋組頭ニシテ、為ス所迂遠遲滞日ニ官吏督責ヲ受ケ、而シテ括然恥サル者皆是ナリ」。「其初テ任セラル、ヤ一村或ハ一区内ノ公撰ニ因ルト雖、大抵名実相稱

ハズ親戚相引キ貧富相頼リ、酒食以テ其口腹ヲ飽カシメ、負債以テ財主ニ媚フルノ私情ニ出テサル者無シ」と指彈し、「戸長其人ヲ得」ることを望んでゐる。其三として、「句筆算」の「三教師ノ名ヲ廢シ、改テ小学校教師或ハ助教ト名ケ、二人以上ノ校ハ等級ノ高下ヲ以テ長副ヲ分タハ、首尾連続紛議生ゼス」。また教師の「検査式ハ、日用切近小学校幼童ニ必要ナルモノヲ以テ試験シ」、教師は「等級ニヨリテ俸給ヲ一定シ、上下多少公平整肅然トシテ怨ル所ナカラシメン」として、教師の待遇改善を要求する。そして其四に、「草体五十譜図」を「いろは二代へ」るなど、以下五点にわたって具体的な教科の改善を提言する。<sup>(23)</sup>四つの提案のいずれにも長道の鋭い現実把握の眼と、彼の才気がひかっている。しかし、確かに「民権暢達」などの言葉は使っているが、当該期の長道を果たして民権家と言えるのだろうか。

この時期の長道の思想を知るうえで、興味深い史料がある。井手小学校の教師時代、長道は、『大日本夜話』(初集上・下、一八七四年、二集上・下、七五年)、『小学綴字詞乃枝折 全』(七五年)、『日本文典』(七五年)などの著作を次々と発表している。<sup>(24)</sup>なかでも「門生」宮本為二郎が聞書した史書『大日本夜話』では、「国体の弁」として長道の国体観が披瀝されている。彼は、まず「輓近洋学者乃、自由の説や、共和政治の説が、頻りに流行してからハ我国の国体を講説物ハ、皆因循者だの、旧弊人じやのと、いはれる様になりたる」と、「洋学紳士」を批判する。そして返す刀で、「日本ハ神国じやによつて神風が吹いて、夷人の船を覆て仕舞じやの、牛肉越食ふと心が穢れるのと、言様な」攘夷論者も批判する。しかし彼の立場は、日本は「天子様の御血統の御世話によつて、今月今日まで、続けて来た」という尊皇論である。<sup>(25)</sup>勿論、尊皇論者が自由民権論者であつてはならないと言うのではない。日本の場合、板垣退助をはじめ殆どの民権論者は同時に尊皇論者である。だが、この時期の長道の書いたものから直接に自由民権運動につながる主張を探するのは困難である。先述の「建議」のなかからも有り余る才能を持った青年の客気と焦慮は読み取れても、自由民権の主張は読み取れない。天橋義塾の創立期の長道を民権論者とする

のは無理である。

ところで注目すべきは、長道の竹馬の友沢辺正修が、やはり七五年八月に、区長は「俗務ニ練達シ衆望ノ帰著スル所ノモノニシテ、学務ニ精シキモノニ非ルナリ」、そこで「区長ノ外、学吏ニ精シキモノヲ公選シ学務幹事トナシ、三校若クハ五六校ニ一人ヲ置」いてもらいたい、とする公選学務幹事設置の「建言」を行っている。<sup>(26)</sup>長道と公選の問題では差異があるが、学務幹事設置の理由など二人の「建言」は殆ど同じである。この時、地理的にも近くにいた長道と正修との間に、なんらかの連絡があったと考えるのが自然であろう。

## 2 創立期天橋義塾の構成員

そこで、創立期天橋義塾の性格を、再び創設の事実経過を追いながら考えてみたい。一八七五年六月、天橋義塾は、創立委員鳥居誨ら三五名、生徒は木村栄吉ら二名の体勢を整備し、七月一日、「小学予科ノ名ヲ以テ」官津学校内の西南隅一舎（旧藩校文武館訓導室）に、粟飯原曦光を教師として開業した。開業式に会した者は五四名、生徒を合わせて九〇余名であった。<sup>(27)</sup>八月一日、天橋義塾は小笠原長道を迎え、長道が塾則を編成するが、その総則大綱の一節に「夫レ該塾ハ一人一己ノ単力ニ依リ結社セルモノニ非ス、衆人愛國義務心ノ小分子集合凝結シテ以テ之ヲ組成ス、故ニ将来之ヲ維持スルモ亦タ集合力ニ依ラセルヲ得ス。因テ毎月一日ヲ以テ社員会合ノ日ト定メ、集会決議ノ上事務ヲ改良進歩セシム」として、集団の討議を謳っている。

長道は「天橋義塾開業願添口上書」を豊岡県に提出したが、豊岡県参事田中光儀は「書式布達ニ触ルルアルヲ以テ許サ」なかった。そこで再提出すると、今度は権参事大野右仲が長道を呼び出して尋問したが、長道はこれに答え、「其ノ許可ノ速カナラン事ヲ請フ」たが、大野権参事は長道の回答に満足し、「再ヒ書ヲ作り上願」するよう指示したので、八月二七日に提出した。その後、九月に天橋義塾幹事の神谷広生、河南雪三が辞職し、社長に鳥居誨、

副社長に岩城親雄、幹事には小笠原長孝、横川規、栗飯原鼎らが公選された。既に会計掛には、「其職ヲ尽ス能ハサルヲ以テ」辞職した鈴木直徳の代わりに高橋亀八が選出されていた。一〇月二四日、義塾は支舎を小笠原長孝邸に置き、四〇余名の寄宿生が、「冬節二際ス、寒川米ヲ磨キ、雪夜釜ヲ洗フ」自炊生活を送っていた。そして七五年一〇月二九日、豊岡県は遂に天橋義塾の開塾を認めた。この八月から一〇月にかけては、右大臣岩倉具視の探訪者橋爪鏑一郎をして、「負権ノ私裁アリテ治県ノ真義ナク、諛言ヲ容レ人選ヲ過ツ」と言わせた参事田中光儀が、「官有物ノ私借」の罪で罷免され、一人だけまともだと見られていた大野権参事が実権を握っていた時期であったことが、天橋義塾の開業にとって幸いしたかもしれない。<sup>(28)</sup> 一月、官令により社主を置き、社員総数を届出、社主には小笠原長孝がなっている。

六月時点での天橋義塾の構成を、表2・2・3に見るが、全て宮津藩の藩士とその子弟である。社員の年齢は、天保末年以降が殆どであり、社長の鳥居誨をはじめ三〇歳前後が主力である。平田敬信・原田直行らが二〇歳以下と若い、彼らは社員兼生徒であったと考えられる。社員の宮津藩時代の役職を見ると、社長の鳥居は権大参事、副社長の岩城親雄は権大属であり、旧藩主の本莊宗武まで参加している。藩士は文武掛句読師に属している者が多く、藩校礼讓館の人脈が濃厚である。しかし、初期社員のその後を見ても、殆どの人物が教師か訓導、少数の人物が町村役場の吏員である。廃藩後の士族たちが、自己の専門的な技能を生かす途は、地方の場合特に教師か吏員以外には無かったであろう。一方生徒の方は、一八六〇年前後に生まれ、開塾時には一五歳前後の人々が圧倒的であった。初期の生徒もまた、丹後の教育界に育つてゆき、その後殆どの人物が天橋義塾の社員となって義塾を支えている。

小笠原長道の一八七五年八月二七日付「天橋義塾開業願添口上書」を見ると、義塾開業の目的を、「人材培養」「小学保護ノ一助」と語っている。義塾の社員は、「与佐郡中小学教員ノ集合セルモノト、学齡外ニ在リテ小学校

表2-2 創立期天橋義塾の社員

社員氏名	生年	宮津藩役職	豊岡県時代の役職	天橋義塾	明治一〇年代以降の役職
鳥居 誨	一八四一年	公用人、権大参事	一三大区々々長	社長	「京都日日新聞」社長兼主幹、葛野郡長
岩城 親雄	一八四一	権大属	一三大区副区長	副社長	与謝郡々書記、宮津町長
神谷 広生	一八四二	少属	一三大区学区取締	幹事	与謝郡山田村外二カ村戸長
河南 雪三		公用人、少参事		幹事	北海道札幌区へ移転
粟飯原 曦光	一八三四	学頭	宮津学校事務掛	教員	宮津中学校教諭、大学予科倫理講師
粟飯原 鼎	一八四六	藩士	二五番中学区学区取締	幹事	区长兼学区取締、中・何鹿・与謝郡長
杉浦 鉄次郎	一八四九	文武掛句読師	宮津校教官	幹事	宮津校訓導、中郡河辺小学校訓導・教員
横川 規		文武掛句読師修行中	但馬の学区取締	幹事	宮津の町村会開設立案委員
川村 政直		少参事			熊野・与謝・愛宕郡長、岩手県気仙郡収 税属
尾見 正節	一八四〇	藩士	訓導、尺道小学校在勤		与謝郡三河内小学校訓導、中郡常吉小学 校教員
塩田 重威	一八四五	礼讓館句読師	加悦町遵道小学校教官		与謝郡戸長兼浦役人、同岩滝村々々長
望月 覚郎	一八五〇	文武掛訓導補	与謝郡明石小学校教官		中郡五箇小学校首座教員
竹村 延丈	一八四四	漢学修行中	与謝郡石川小学校訓導		与謝郡日置小学校教員、同朝妻小学校々々長
若松 尚強	一八四六	藩士	与謝郡江尻小学校在勤		与謝郡岩滝村々々長
若井 茂親		漢学修行中			与謝郡尽道・明石・遵道他小学校訓導
高橋 亀八		文武局権少属			
本莊 宗武	一八四六	藩主	箆神社宮司兼大講義	會計掛	鳥尾小弥太らと日本国教大道社を創立
小笠原 長孝	一八四一	砲術家、大属	菓子商、本莊家々扶	社主	花火商、立憲政党员
小笠原 長道	一八五二	煩手、礼讓館助教	綴喜郡井手小学校教師		大阪日報社長、立憲政党员常議員
沼野 秀正	一八四五	権大参事	一三大区々々長		内務省勧商局、与謝郡書記、宮津町長
河原 政庸		藩士			「日本立憲新聞」仮編輯長、聯合戸長

吉岡 其 <small>き</small> 一 <small>え</small>	一八二一?	藩士		与謝郡幾地・本庄小学校訓導
増井 忠恕	一八五〇?	藩士		与謝郡日置・伊根小学校訓導
尾沢 哲	一八四九	漢学修行	与謝郡四辻小学校助教 学区取締、副区長	与謝郡幾地・同尋常小学校訓導
黒川 透	一八四二	権少属、觀察掛		竹野郡第五区々長兼学区取締、郡役所書記
小谷 直		藩士		
葛山源之丞	一八四三	漢学修行	与謝郡喜多小学校在勤	竹野郡平小学校訓導、同上宇川小学校教 員
二木 政人	一八四四	洋学修行、事務局属		与謝郡宮津小学校訓導、同野村小学校勤 務
山口 誠一	一八三三	會計小史		与謝郡宮津小学校保護人、同下山田小学 校
平田 敬信	一八五六	文武掛、句読師補	大阪英学校開成所学生	立憲政党员、京都府御用掛、石川村々長
佐久間常蔵		文武掛、句読師補		
中村 品蔵		文武掛、句読師補		
原田 直行	一八五三	文武掛、句読師補	与謝郡幾地小学校教員	宮津尽道小学校教員、与謝郡教員
鈴木 直徳	一八三七	権少属准席、會計掛	竹野郡上野分校訓導	竹野郡中浜小学校准九等訓導
鈴木重太郎		文武掛、句読師補	私学寮教師	与謝郡尽道小学校訓導、五等訓導
			會計掛 (委員)	
			(幹事)	

〔出典〕「天橋義塾略史」、宮津市教育委員会（中嶋利雄）編「資料 天橋義塾」上・下（一九七九年）。



表 2-3 創立期天橋義塾の生徒

生徒氏名	生年	天橋義塾の卒業後	義塾社員
齋藤忠三郎		司法省法術学校志願、小室信夫宅に寄寓	○
木村 栄吉	一八五八年	山城綴喜郡三山木村南山義塾幹事兼教員、天橋義塾幹事兼教員、立憲政党员	○
田口清六郎	一八五七	与謝郡石川・宮津小学校在勤、天橋義塾常議員、宮津高等小学校訓導兼校長	○
大橋 忠孫			○
三浦駒太郎			○
山下新太郎		与謝郡府中小学校准八等訓導、平安公会に参加、土居通豫らと京都訴訟鑑定局に従事	○
下山 重舒	一八五七		○
奥田東野助	一八六〇	熊野郡久美小学校、与謝郡下世屋・伊根・江尻小学校に雇われ、江尻小学校准訓導	○
加藤 正金	一八五九	一八八〇年の国会開設請願の沢辺正修歓迎会に出席	○
久保佑太郎	一八六〇	宮津尽道小学校・与謝郡岩滝弘道小学校勤務、熊野郡野中小学校訓導	○
林 龜藏		与謝郡瀧小学校在勤、竹野・何鹿郡役所書記、中郡役所雇	○
中尾 信弥	一八五八		○
愛田 静雄			○
萩田 明男	一八六〇	中郡五箇小学校首座教員、与謝郡尽道・明石小学校在勤、京都府巡査部長、同高等警察	○
内藤徳太郎	一八六〇	京都下京区開智小学校在勤、与謝郡宮津・竹野郡黒部小学校訓導、宮津鶴賀町外聯合戸	○
吉野 保藏		長	
梅村 大蔵	一八五九	宮津裁判所書記、代書、ロシア正教会入信	
山本 保太		京都府綴喜郡成美小学校四等訓導	
谷山徳太郎	一八五七		
金子 栄造	一八五五	与謝郡尽道小学校五等訓導、同栗田尋常高等小学校訓導	
飯原 覚	一八五九	京都府師範学校卒業、与謝郡石川小学校教員、同石川尋常小学校訓導・正教員	

〔出典〕表 2-1 に同じ。

教官トナラン事ヲ志欲スルモノ等」が入社しており、義塾は小学伝習所に入るべき学力を講習する所だとしている。一三大区学区取締の神谷広生は、旧藩士族の子弟が「其年稍長シ、既ニ小学齡外ニアルモノハ小学生徒ト伍スル事ヲ恥チ、志学ノ年齢ヲ以テ終身ノ悔ニ附スルモノ多シ」という添書を付して、豊岡県権令三吉周亮代理の権参事大野右仲に提出している。<sup>(29)</sup> 創立期天橋義塾の性格は、民権結社と言うより、神谷広生が語っているような、旧藩士族の子弟の教育機関だと考えられる。義塾の経費は、束修一〇銭、謝儀一〇銭、醸出金として「給俸アル者ハ、教ヲ受クルト受ケサルトニ関セズ一タビ社中ニ加名スレバ、其俸給ノ百分の三」を出して、諸費に充てたとある。

教師には粟飯原曦光(四一歳)が当たりますが、曦光は、宮津藩士尾見亀之助に経学と漢学を二〇年間学び、同梶川作左衛門(景典)、小浜藩士大沢雅五郎、綾部藩士近藤東作に経学や漢学を学び、そして維新後に京都の中沼了三と出雲路定信に短期間であるが遊学している。<sup>(30)</sup> 京都府の監察掛高木文平は、曦光が「生得左足不具、歩行不自由ニシテ干戈ヲ採ルノ器ニアラス。因テ若年ヨリ学ニ志シ」と悪意のある書き方をしているが、「当国ニ於テ漢学ノ名誉アリ」とその学識は認めている。<sup>(31)</sup> 後年は、京都府高等女学校教諭に「十五年余、満七十二才まで元気に奉職され」、その間に京都第三高等学校などの倫理科講師を勤め、一九一一年一〇月三日、行年七七歳で逝去している。<sup>(32)</sup>

一八七五年一〇月、結社人小笠原長道が、豊岡県権参事大野右仲に提出した天橋義塾の「塾則」には、第一章として「該塾ハ人材培養ハ論ナシ、小学校教員ヲ保護シ、民権ヲ暢達スルガ為ニ創立スルモノナリ」とある。これには京都府への合併後、高木文平によって「小学校教員ヲ保護スルハ私塾ノ權ニ之アラズ」、「許可シタルノ意難解也」という付箋が貼られている。そして、「該塾ハ元ト一家一人ノ単力ニヨリテ成ルモノニアラス、有志輩ノ集合力ヨリ起リ、将来コレヲ維持スルモ亦、其集合力ニヨラザルヲ得ス」(第四章)と集団主義を明記し、「着席ノ順序」は、「学力ニヨリテ」定めるなど、実力主義が謳われている(第七章)。また「仮授業表」を見れば、下等五級で竹中邦香の『民権大意』(一八八四年三月)が使われていたり、三・四級で新聞体の作文が要求されているのは注目

される。しかし、たとえ県に提出するためのものであっても、試験の節に「学区取締人」か「区戸長」を臨席させたり（第九章）、他管下から来る新入社員に、義塾社員の保証状がなければ「其地戸長ノ証書」を義務づけている（第二〇章）のは問題である。<sup>(33)</sup> 明治初期の学校がもっていた地方有力者の地域支配の「装置」という性格から、天橋義塾が完全に自由でなかったことを示している。

士族子弟の学習結社としての天橋義塾が、民権結社に脱皮していくのは、一八七五年暮から七六年の初頭であり、その契機は三つあると考えられる。ひとつは、外からの契機で、七五年末頃に阿波自助社の分社である淡路洲本の自助社<sup>(34)</sup>員白川敏儒が書簡を寄せ、天橋義塾は塾則・教科書を送り、自助社は社則・教科書を郵送して来た。自助社は、丹後岩瀧の豪商出身で、「民撰議院設立建白書」の署名者の一人として有名な小室信夫が作った民権結社である。その小室が、翌七六年初頭、東京から天橋義塾に福沢諭吉の『文明論之概略』（七五年）一〇部と山田俊蔵編『民撰議院論綱 全』（同年）二〇部を寄付している。<sup>(35)</sup> また小室は、七五年五月から東京遊学に来ていた小笠原長道を娘幸子の婿に取り、長道は同年一月六日に小室信介と改名している。丹後出身であった小室信夫が地元に生まれた天橋義塾を自助社と並ぶ民権結社に育てあげたいと考えたとしても決して不思議ではあるまい。

その二は、七五年末頃に与謝郡弓木村の機業家木崎清三が、若井茂吉を通して「千人講」なる資本講を義塾幹部に提案し、粟飯原鼎や横川規らはこれに賛成する。資本講は、「元高五千圓トシ、一口五圓ノ懸金ヲ以テ千口ヨリ組成スル者トシ、初会一口ヲ掛ケ翌年ヨリ抽選法ヲ以テ返却シ、之レニ当ル者ハ其ノ利子トシテ一圓ヲ附加シテ之ヲ返ヘス。又別ニ花閨ナル者アリ」と言われている。粟飯原や高橋亀八が熱心に尽力し、与謝郡岩瀧村の糸井一郎兵衛、同郡後野村の石川龍蔵・三郎助父子、同郡日置村の田井五郎右衛門などが賛成し、翌七六年二月の会議で議決し、彼らを中心に五月二一・二二日に「千人講」の周旋人集会が開催される。五〇〇〇円の資本を一口五円掛けで、一〇〇〇口集めようとするもので、与謝郡を中心に中・竹野・加佐郡の豪商農五八名が集まっているが、株募

集は「容易ニ成就セス、遷延シテ翌十年ニ至」った、とある。しかし、この資本講に豪商農が参加してきたことは、天橋義塾を在地結社に変える決定的な第一歩となった。

最後に、丹後における地租改正は、一度決定した地租を、大蔵省の桜井勉・権令三吉周亮ラインによって七五年秋から引直される。その時、これに抵抗した一三大区々長の鳥居誨（天橋義塾社長）は、「人民江説諭等不尽力之簾を以」て免職となり、同副区長の岩城親雄（同副社長）は、一月に「地租改正ニ付建議嘆願書」を提出している。また七小区戸長兼地券総代人の石川三郎助は、二月六日、宮津町三上金兵衛宅にて捕縛され、入獄させられている。岩城は、「建議嘆願書」のなかで、「地租ハ人民命脈ノ関スル処」、「某結末集議ノ決ニヨラズシテ断然指令ニヨリテ決定シタル」ことを指弾し、「租税共議權」に近い思想さえ展開している。この後、丹後では一三年間の長きにわたる地租軽減<sup>37</sup>地価修正活動が続けられる。この事件が天橋義塾に影響を及ぼさなかったとは考えられない。

七六年正月、沢辺正修が宮津に一時帰省し、小笠原長道と語って、「自由主義ヲ執リ、民撰議院ノ設立」を誓い、山城綴喜郡に帰ってから、大いに「民権自由ノ説」を扱めたと言う。豊岡県は、四月、社長鳥居誨を区長に任じて但馬出石郡に行かせ、その後も幹事栗飯原鼎を学区取締人に任じて熊野郡へ、副社長岩城親雄を副区長に任じて加佐郡に行かせている。小笠原長道は東京遊学中のため、義塾は幹事小笠原長孝、事務掛高橋亀八、教師栗飯原曦光を残すのみとなった。「略史」の著者は、鳥居らの「栄転」を、「県令義塾ノ盛隆ヲ喜バス、為メニ其ノ錚々ナル者ヲ除イテ其勢ヲ殺ク者ナリ」との陰謀を推測しており、ここで「義塾略史ノ第一期」を終わる。

## 三 民衆結社の展開

## 1 村上作夫と叡麓舎

市域に結成された民衆結社の事例として、叡麓舎の場合を考えてみよう。一八七八年の『大阪日報』を見ると、二月一四日に「此頃京都府下上京十七区一条通室町東入にて学者たちが集会して……叡麓舎といふを設立」「牛馬に用る薬法且つ養生法までを取調べ」とか、一〇月六日には「西京叡麓舎の社長村上作夫君ハ、今度清の金聖漢が批評せし天下才子必読を参訂し、また史記十二伝を批点し、及びお得意の牛馬牧養訓を著ハされし」といった、叡麓舎に関する記事を眼にする。また村上作夫は、一〇月から『大阪日報』紙上に「牛馬牧養訓」を掲載している。

「大分県士族」村上作夫が、京都府へ提出した「私学開業願<sup>38</sup>」によると、学校は上京区広橋殿町四一八番地山口正道宅に位置し、叡麓学舎と唱している。学科は、亜細亜学科・欧羅巴学科・芸術科の三学科に分かれ、亜細亜学科は経義・地理・歴史・制度を、欧羅巴学科は法学・歴史・修身・経済を、芸術科は、算術・理化・文章を教える。願主は村上と「岡山県士族」岡本魏、結社人には上京区春帯町士族浜岡光哲、愛宕郡東紫竹大門村平民中川靖太郎らが名を連ねている。

村上作夫<sup>39</sup>は、弘化四（一八四七）年一月二日、豊後国森藩々士島宮内の四男として生まれ、幼名を島春之丞と言い、一八六九年に村上作夫（樟江）と改名している。父島宮内（義興）は、藩の殖産興業に活躍した人物である。安政元（五四）年一月より森藩の儒者園田直弼に学んだが、村上小源太によると、「作夫は十一歳の頃より学事に執心し、夜を読書、晝に達し、かつて床に就いて寝ることなく、十五歳の頃には塾の塾頭となれり」と言われている。

る。しかし、この無理な学問が、生来の神経質ともなつて作夫の生命を縮めたとも言える。園田は、同藩の佐藤謙堂、日田の広瀬淡窓に学んだ儒者で、後に一八八〇年叡麓舎へ迎えられ、京都府学務課に出任し、後年は京都師範の教授にもなっている。文久元（六一）年八月、作夫は一四歳の時に豊前国杵筑藩々士で、帆足萬里の門弟でもあった元田百平の塾に学んでいる。ここで作夫は、生涯の友人村上田長に出会っている。田長は、秋月藩の医家杉全家に生まれたが、豊前国中津藩の医家村上春海の養子となり、一八七六年、中津で『田舎新聞』という新聞を創刊するなど開明的な人物である。

その後、作夫は田長の勧めで、元治元（六四）年三月、筑前国秋月藩士中島衡平に学んでいるが、慶応二（六六）年八月に退塾し、翌九月から森藩々校修身舎の教員となり、藩命によって鹿兒島で砲術を学び、藩校で西洋砲術を指導している。当時の学生に、江本孝本・若松雅太郎・宮野規矩・穂谷高克らがいる。一八七〇年三月、吐血のため教員を辞職し、翌七一年の廢藩置県で一時農業経営に従事するが、再び七二年五月より八カ月間、備中国松山の山田方谷の塾に入門する。そして七三年六月、京都の春日潜庵に師事して九月まで四カ月間、漢学を学んでいる。山田・春日らは、ともに佐藤一斎門下の陽明学者である。

作夫の転身は、一八七三年の東遊中に始まる。弟子江本孝本の「履歴覚書」によると、「先生始めて福沢翁の著書真政大意を読み、時運の変遷に顧みて洋学の急務なるを覚り、翻然転機断髮、而て又洋学の独習を企てらる」とある。勿論、『真政大意』（七〇年）は加藤弘之の著書である。作夫は、この直後の七四年五月、村上田長と共同して塾を開いている。場所は、作夫のいる森と田長のいる中津との中間、本耶馬溪町の羅漢寺にあり、塾名は水雲館と言う。翌七五年、水雲館を羅漢寺門前の跡田村に移転し、塾名を鎮西義塾と改名している。しかし、七六年の作夫の二度目の吐血と義塾の内紛、一月の校舎の焼失によって、鎮西義塾の短い歴史は終わる。

作夫が病も癒え、江本孝本とともに入洛したが、一八七七年の六月である。居を紫野大徳寺から上京区広橋殿

町の山口正道宅に移し、同志社英学校で漢字を教えて生活していた。その作夫の教師ぶりを一学生の徳富蘇峰は、次のように語っている。

当時予に新たな光明を与へたものがある。それは村上作夫氏の漢籍の講義である。それ迄も同志社には漢籍の先生が居た様でもあったが、別に気にもかけなかった。然るに十年戦争後、豊後森の人にて、村上作夫なる人がやって来た。この人がその門人や同輩を引連れて、同志社の附近に「叡麓舎」なる私塾を開き、而して同氏が又た同志社の漢学の教師となった。この人は備中山田方谷の門人で、陽明学をやったと云ふ事であるが、兎に角声がよく、弁舌は更によかった。

授業は、「『文章軌範』、『史記』等の講義を」し、「金聖漢の『才子古文』を金料玉条として、その中の若干を抜粋し、それを活字に附して学生に頒つ事とし、それを講じ、時としてはそれを書取らしめた」。蘇峰は「尠く共予は氏に依つて、作文に於ける新なる光明を与へられた」と絶賛している。<sup>(40)</sup>

叡麓舎は、一八七七年一月一七日に開塾し、当初の生徒は二一名であった。当時の様子を結社人の一人浜岡光哲は、次のように回想している。

学舎の所在地は市内烏丸一条角なりしが、特に塾として建てたる家屋にあらずして普通の借家を軒並三四軒借受けて書生を養ふためにぶちぬけるものに外ならず、乱雑、不潔いふばかりなりしかど、村上氏の名を慕ふて福岡、大分、熊本、岡山、諸県より、青年の笈を負ふて集るもの一時三百人に垂むとし、氏は専ら漢学を教へ士気の作興に努めつ。諸生の談論、四隣を圧し、宛ら梁山伯の靚を呈したるが、入舎する者概ね学資に饒かならず、

師の村上氏また極めて貧寒。止むなく一策を案じ、氏はその家伝たる牛馬の疾病を医する薬劑を調合し、之を牛馬散薬と名づけて売り出せしも購ふ人稀なりしたため毫も学舎の費用を補ふに足らざりき。

とある。「集るもの一時三百人」は大袈裟な話だが、創生期の情熱が伝わってくる。これで作夫が、『大阪日報』紙上に「牛馬牧養訓」を載せた理由がわかる。生徒については、江本は「履歴覚書」に、旧森藩から若松雅太郎・宮野規矩・穂谷高克ら七名、筑前豊津から二階堂行文、福岡から紀成恒吉、備前から岡本巍の名をあげている。彼らは、生徒というより作夫の助教となった人々である。岡本は、山田方谷門下の逸材で、作夫が方谷に学んだ時に知り会い、後に同志社で教鞭を取り、岡山の閑谷養の再興に努力している。もう少し叡麓舎の様子を浜岡の回想に見ると――

学舎の窮乏日に甚だしきも、客気毫も衰へざる諸生は破衣弊帽、洛中を闊歩して行人の目を敬てしめ、竟に当局の嫌疑を招くに至る。知事榎村の意は、西南戦争後なほ世間物騒の折柄、叡麓学舎を以て不逞の徒の集団と見做せしが如く、一日、村上氏に出頭を命じ、親しく舎の近状を質する処あり。

作夫は得意の「雄弁」をもって切り抜け、逆に榎村知事を感じさせる。榎村は学舎の経費を作るために作夫に印刷業を勧め、印刷業への資金援助を約束する。これが、一八七九年六月九日に創刊される『京都商事迅報』である。この新聞が、浜岡らによって始められる『京都日日新聞』の前身であったとも言われている。同紙は、「一枚五厘」<sup>(41)</sup>、「一時発行部数は一万に上り」と言われている。内容から推測すれば、京都府の勸業政策を推進するための準機関紙といえる。



しかし、この時期の作夫は大きく動揺している。一八七八年九月二三日、突然、植木枝盛が鴨川頭上翠明楼で作夫と懇談している。植木は、愛国社の再興会議を大阪で開いた帰路、京見物を兼ねて在京の有志と懇談するため入京している。この前後植木は、平井幸右衛門、大橋奇男（中津の人、筆名三木川清）、揖東正彦、成岩道太郎、山本寛馬、坂井喜三郎、新島襄らと会っている。作夫は、弟子の江本と二六日に植木を訪れている。翌一〇月、植木は再度入洛して、叡麓舎に愛国社趣意書の製本一〇〇部を頼んでいる。作夫はその後も何度か植木を訪ねており、翌七九年には福岡で植木に会い、大阪愛国社への書簡を託されている。<sup>42</sup>この時の作夫の心情を推測する手紙が一通残されている。七八年八月二八日付の田長宛のものである。

華墨拝披後、浪華日報社関新吾生へ馳書、立志社々員之御騎手タル人名并開会之主意乃規則概略等問合セ仕候得ドモ、同生不在中ニテ今以テ報為ヲ得ス。然ルニ岡山中川・西・杉山等ヨリ之通信ニテハ、板垣氏モ不日会阪ニ付同生モ登阪会合ノ積リ也ト。小生九月五日之初会ニ下阪、篤ト事情質問之上、後來美果ヲ結ブベキ目算アラバ叡麓社名ヲ以テ結会致度ト存居候。……

とある。植木の日記によると、九月五日の愛国社大会は開かれていない。しかし、「後來美果ヲ結ブベキ目算アラバ叡麓社名ヲ以テ結会致度」と、自由民権運動への並々ならぬ関心を示している。だが、作夫と自由民権運動との関係は、七九年四月二二日、植木の注文中「新聞起業趣意並規則及見込書」を作っただけで消えていく。作夫は、同年一〇月六日、内務省四等属に任じられ上京している。叡麓舎は、翌八〇年から学校主に浜岡光哲を迎えるが、休業状態に陥っている。作夫も、八一年三月に吐血し、無理を重ねて八五年九月一二日、転地先の紀州田辺で三四歳の短い生涯を閉じる。ここにも才気に溢れながら、健康に恵まれなかった明治の一青年の青春があった。

## 2 西南戦争と天橋義塾

一八七七年二月、西郷隆盛らが拳兵して所謂西南戦争が勃発すると、天橋義塾の指導者たちの上にも弾圧が加わって来る。二月中旬から三月上旬にかけて、小室信介・小笠原長孝・鳥居誨・沢辺正修・横川規らは、鹿児島県士族有馬純雄・同県士族喜入嘉之介・同県平民立山吉左衛門・滋賀県士族大海原尚義・熊本県士族佐治博暉らとともに、突然、「国事犯」の嫌疑で逮捕され、五月には佐治博暉が病死している。<sup>(43)</sup>

この事件について小室信介は、次のように口供している。<sup>(44)</sup>「自分儀、明治九年六月ヨリ東京表ニ於テ英学修業中」であつたが、私学校党の拳兵を知つて、「立憲政体ノ規模実践セラル、ハ実ニ是時」と考え、政府に建白しようとして親友有吉三七・松本誠直に相談する。だが、「天橋義塾ノ社員に計リ公論ニ随」うよう言われたので、一八七七年二月一四日、信介は一人東京を出発、横浜より汽船に乗つて一六日神戸に着き、汽車で京都入りしている。ここで信介は、室町通四條下る旅籠渡世の中嶋国方宅へ立寄り、鳥居誨に会つたことだけを語っているが、同旅籠には本庄宗武・小笠原長孝・横川規も止宿しており、大久保利通・川路利良らによる西郷暗殺事件の存否について話し合われた、と他の人々は口供している。一七日に宮津に入り、一九日午後二時より社員を集め（「四〇名計集合」河原政庸口供）、「建白ニ用フヘキ公論ヲ承リ度申聞候得共、郷里ニ於テハ」、「至テ事情ニ疎キ土地柄ニ付」、「公論ヲ為ス者モ無之候間、建言ノ儀ハ追而ノ模様ニ可致」となった。そこで兄の小笠原長孝と協議して、平田敬信・河原政庸の二人を但馬・鳥取へ調査に行かせた、と語っている。因州に行かせたのは、「鳥根県下鳥取表ノ儀ハ兼テ不平徒モ有之趣」で、平田・河原は、二二日に但馬へ出、二六日より鳥取の河端三丁目米屋善四郎方に止宿するが「異状無之」、三月二日、該地を出発して帰郷している。

信介は、三月一日に京都府から召喚され、即日宮津を出立して四日に京都府庁へ着くが、政府の嫌疑によって直

ちに拘留される。「三月十五六日ノ頃臨時警察署へ御引出」、また四月四日も引出のうへ会田警部から仮口供書を読み聞かされる。ここで信介は、「民権論ヲ確立シ、圧制政府ノ顛覆スル為メ自分瞬息帰郷シ、天橋義塾社員ヲ鼓舞シ政府ニ迫ラント評議シタル等ノ趣ニ認有之、実ニ意外ノ至、曾テ覚無儀ニ候共」と反論している。

かつて柳田泉は――

西南の大乱となった。この時、土佐においても林有造・大江卓・岩神昇等が拳兵してこれに応じようとして帰県した。林は帰県に先立ち、小室信夫と何等か談合するところがあったが、信夫は信介をして林等と同船帰国の途につかした。この時は後藤、板垣も同船していたのであるが、信介は板垣、林等と船中で何事か密議するところがあったという。この密議の内容は分からないが、……自由民権を名として一大反政府運動を起こそうとしたことは明白といってよからう。

と推測してる。また、「信介は、帰国早々有吉三七・沢辺正修・小笠原長孝（信介の兄）等の同志を集めて、この事に力を尽くそうとかがったが」、彼らの「異常な拳動が嫌疑をまねき、同志九名とともに捕われて京都府に拘致され」たと見ている。<sup>(45)</sup>恐らくこの推測が正鵠を射たものである。民権家が、西南戦争下という「一大反政府運動」の好機に動かなかつたならば、怠慢の謗を免れない。しかし、京都府の迅速な反撃と因州の「異状無之」によって、反政府運動の機会を逸している。

信介は、一八七七年一〇月二日、義兄佐喜造預かりとなるが、翌七八年四月一八日、「鹿児島賊変ノ際、道路ノ風説ヲ信シ妾ニ政体ヲ非毀スル者」として「禁固三〇日」を言渡されている。「然しこれも数日の実刑で後は責付となり、寛大な処置で事が済んだのは、陰に養父信夫の手が動いていた」と柳田は推理する。<sup>(46)</sup>しかし身体の弱い信

介には、この禁獄体験は相当にこたえたらしく、同年五月三十一日と六月一日の『大阪日報』に「獄窓の夢」という手記を発表している。

四月廿七日、京都府ノ呼出ニ応ジ出頭ニ及ビタル処、其方儀禁固三〇日処刑相受ケ是レ迄自宅ニ於テ禁獄イタシ居リタル処、今般御規則ニ依リ入檻イタセサル旨申聞カサレ、獄吏ニ導カレテ古来有名ナル六角ノ牢獄ニ至ル。西門ヨリ入り白洲ニ出ツ、同処ニ於テ人相書ヲ認メラレ身ノ寸尺ヲハカラレ、遂ニ裸体ニセラレ身体ノ疵・衣類ノ数等ヲ調べラレ、羽織・足袋ノ類ハヌガサレ、一条ノ褌ノ引裂キタル細キ切レニテ帯トナサシメ、終テ雨ニヌレ泥ヲ踏ミテ十間余モ歩行キテ獄内ニ至ル。

と、最初のカルチャー・ショックを語っている。また、獄内の衛生状態も悪く、囚人の扱人も非人道的である。「獄内ハ一畳モ畳ナシ、板間二三枚ノ荒蕘アリ、隅ニ一ツノ流シアリ、方七八寸ノ穴アリ。其外ニ水桶アリ、水ヲ欲スルキハ穴ヨリ手ヲ出シテ之ヲ汲マザルヲ得ズ。廁ハ西方ニ半間ノ凹アリ、大小一穴ニシテ廁戸ナシ、一人廁ニ臨メバ、衆人皆面ヲ背ケテ互ニ其醜状ヲ見ザランコトヲ欲ス」と、獄中生活を描写している。五月四日には保釈されており八日間の体験であったが、さすがに信介も、「嗚呼モウ拘留ヤ禁獄ハこり／＼」と語っている。

この西南戦争の体験と、どの様に係わるのかを直接示す史料はないが、この前後から天橋義塾は、大きく組織の整備に向かっている。まず一八七七年一月一日、「天橋義塾資本講規則」が作成された。第二条に「該資本講ハ一本ヲ五円掛トシ総籤数ヲ千本トス。故ニ又之ヲ千人講ト称ス」としている。<sup>(47)</sup>所謂「千人講」の開始であり、幹事に沢辺正修・松本誠直・横川規が選出されている。この千人講の在地における実態の分かる史料が、与謝郡加悦町から見つかっている。「明治十年十二月企 天橋義塾資本講掛金帳 加悦町」という史料である。<sup>(48)</sup>

表2-4 加悦町における天橋講整資本講(1877年)

氏名	株数	資本金	6年間利子	1888年返済金	地租金(1881年)
	本	円	銭	円	銭
下村五郎助	2.5	12.50	9.40	3.25	75.46
下村與七郎	1.5	7.50	5.40	1.81.5	31.10
尾藤喜代蔵	1.5	7.50	5.40	1.81.5	17.46
小林新七	1.5	7.50	5.40	1.81.5	17.16
中垣啓助	1.5	7.50	5.40	1.81.5	
下村貫蔵	1.25	6.25	4.50	1.51.2	
杉本喜平治	1.	5.	3.60	1.21.	
杉本利右衛門	1.	5.	3.60	1.21.	99.03
中谷治助	1.	5.	3.60	1.21.	11.80
貫名日精	1.	5.	3.60	1.21.	
小林忠七	7	35.00	25.20	8.47	32.16
下村啓治郎	5	25.00	18.00	6.05	71.41
杉本啓治郎	5	25.00	18.00	6.05	23.45
中垣佐助	5	25.00	18.00	6.05	12.43
小林惣七	5	25.00	18.00	6.05	17.97
森岡武右衛門	5	25.00	18.00	6.05	
森垣太右衛門	5	25.00	18.00	6.05	15.82
藤田佐右衛門	4	20.	14.40	4.84	11.00.2
山崎伊兵衛	4	20.	14.40	4.84	13.82
下村清太郎	4	20.	14.40	4.84	71.41
加畑万助	4	20.	14.40	4.84	7.42
松村庄右衛門	4	20.	14.40	4.84	
吉岡弥平	4	20.	14.40	4.84	14.05
稲畑宗見	2	10.	7.20	2.42	
合計	20.25	100.25	72.18	24.26	

【出典】「明治十年十二月企 天橋講整資本講掛金帳 加悦町」(加悦町区有文書)、「明治十四年 府會議員被選挙人名簿 四」(京都府立総合資料館所蔵)。

同史料で注目すべきは、表2-4に見られるように、資本講の株数が一人一本にもならない、〇・五とか〇・四本といった「社員」が存在することである。従来、「天橋義塾維持講名簿」は、一八八二年七月九日のものしか発見されておらず、原田久美子氏は「維持講加入者」社員」として、「社員は三百六十八名」だが、「名簿に洩れている」人々を考慮して、「四百名を上廻る数」を予想している。<sup>(49)</sup>しかし、八二年の「名簿」では、加悦町は中垣啓介の三本だけであるが、七七年の在地史料では、加悦町全体で二〇・二五本、二四名と遙かに多い加入者が見られる。「加入者」社員」という考え方にも再検討が必要だが、天橋義塾の資本講が予想以上に広汎な人々に支えられていたことは確実である。ついでに言えば、加入者からすれば六年間の利子と八八年返済金の合計で、掛金の殆どが回収されたことになる。

天橋義塾は、翌七八年「一月五日會議法を編成す、即ち春秋二期を以て社員の大會議を行ひ毎月十五日を以て小會議の定日とす。而して地理の便宜に従ひ団結を結び別て七組とす、又社員及び生徒の區別を定めたり」と言う。<sup>(50)</sup>私は、この時期に、天橋義塾は士族学習結社から在地の民衆結社に大きな脱皮を図っていったと考えている。

#### おわりに

本章は、全国で二〇〇〇以上あると言われている民衆結社の京都府下の実態の一端を明らかにした、中間的な準備ノートといえる。目下、幾つかの議論のある天橋義塾が、士族学習結社から在地民衆結社に変貌することを試論風に描いてみた。勿論、残した課題は多々ある。在地性を持つ丹後の運動に対して都市の運動は、村上作夫に見られる様に、<sup>スレンジャー</sup>外来者の運動という性格を脱することが出来ない。しかし、一面、外来者が閉鎖性の強い京都で、これだけの運動が出来たところに変革期の可能性を見なければならぬ。京都が、外来者の運動に開かれた町から閉ざさ

れた町に変貌していく姿も次に考えてみたい問題である。

小笠原長道II小室信介と池田草庵との関係は確認できないが、村上作夫の山田方谷・春日潜庵への接近は間違いない。山田・春日らは、近年、宮城公子氏によって強く主張されている、自由民権運動の「儒教的主体」の前提となる思想家たちである。<sup>(51)</sup>小室・村上らの思想的転回も次に掘りさげてみたい課題である。

最後に、紙数の制約もあって民衆結社II天橋義塾などの生成のところで話を終わらざるえない。今後の展望を少し語ると、一八八〇年一月、丹後の府会議員らが峰山で臨時会を開き、丹後の石川三郎助・田井五郎右衛門が、綴喜郡の議員西川義延・伊東熊夫・田宮勇らと地方官会議を傍聴にでかける。同年五月、楨村知事が明治二二年度地方税収入予算に不足金が生じたとして、閉会中の府会に囀ることなく、追徴金を布達するという暴挙に出る。所謂府県会闘争の開始である。この時期に民衆結社は再び大きく変貌していったと考えている(後載年表参照)。

- (1) 内藤正中『自由民権運動の研究』(一九六四年)、後藤靖『自由民権運動の展開』(一九六六年)、永井秀夫『自由民権』(一九七六年)、江村栄一『自由民権革命の研究』(一九八四年)他、参照。
- (2) 安丸良夫『困民党の意識過程』(『思想』七二六号、一九八四年)、鶴巻孝雄『近代成立期の民衆運動・試論』(『歴史学研究』五三三三号、一九八四年)。安丸・鶴巻氏らの研究については、拙稿「近現代史部会鶴巻報告を聞いて」(『日本史研究』三〇九号、一九八八年)を参照。
- (3) 鶴巻孝雄「所有ノ権」と「天賦ノ寿福」(『ちくま』一九四号、一九八七年)四一頁。
- (4) 「複合闘争」という概念は、フランス史家ジュールジュ・ルフェーブルのフランス革命を「複合革命」として描く方法に学ぶものであり(高橋幸八郎他訳『一七八九年—フランス革命序論』、一九三九年、七五年訳)、柴田三千雄氏もそのような視覚からヨーロッパ近代の民衆運動史を描いている(『近代世界と民衆運動』、一九八三年)。勿論、ルフェーブルや柴田氏は、民衆諸運動の「自律性」とともに、諸運動の「結合」を重視する(柴田三千雄「社会運動の『自律性』について」

- 『思想』七四〇号、一九八六年、他参照)。また遠山茂樹氏は、「複合革命」概念の自由民権運動への適応を説かれるが(『自由民権運動と現代』、一九八五年)、氏の分析は自由民権運動内部の複合闘争に終わっており、私たちの言う「複合闘争」とは、自由民権運動と他の民衆諸運動との「複合闘争」である。
- (5) 稲田雅洋「近代社会成り立ち期の民衆運動」(『歴史学研究』五六三三号、一九八七年)。
- (6) 拙稿「帝国議会開設前夜の地価修正運動」(『史料』六九巻六号、一九八六年)。
- (7) 研究文献については、自由民権百年全国集会実行委員会編『自由民権運動研究文献目録』(一九八四年)の「京都」を参照。とりわけ沢村秀夫編『郷土と美術』の天橋義塾特集号(五七・六一号、一九五六年)、原田久美子「自由民権民権政社の展開過程」(『京都府立総合資料館紀要』創刊号、一九七二年)、同「物語・京都の自由民権運動」全五三回(『京都民報』三五九〜四一八号、一九六九〜七〇年)、宮津市教育委員会(中嶋利雄)編『資料 天橋義塾』(一九七九年)などからは、多々学ばされた。
- (8) 江村栄一前掲書、同「自由民権運動と民衆」(同他編『日本民衆の歴史』六、一九七四年)。
- (9) 勝田守一・中内敏夫「日本の学校」(一九六四年、七五年版)一一二頁。
- (10) 色川大吉「自由民権」(一九八一年)三一頁。
- (11) 花立三郎「大江義塾」(一九八二年)一〇六〜九頁、一二一〜四頁。
- (12) 辻ミチ子「明治十年代京都における『町』と民衆」(飛鳥井雅道編『国民文化の形成』、一九八四年)三一五頁。
- (13) 飛鳥井雅道「『国民』の創出」(同右)五三頁。
- (14) 原田久美子「天橋義塾の実像をめぐって」(『日本教育史往来』三三三号、一九八五年)一頁。同「天橋義塾」(同他編『丹後に生きる』『日本民族の歴史』地域編一〇、一九八七年)。
- (15) 私塾・寺小屋については、「私塾・寺小屋調査表」(一九八七年、京都府立総合資料館『京都府百年の資料 五』教育編、一九七二年)以下、「百年の資料」と略、七五八〜七九八頁)、新聞・雑誌については、拙稿「民権期京都の都市言論人群像」(岩井忠熊編著『近代日本社会と天皇制』、一九八八年)を参照。
- (16) 原田久美子「関西における民権政党の軌跡」(『歴史評論』四一五号、一九八四年)五六頁。
- (17) 吉沢滋の墓碑銘(柳田泉「案外堂主人小室信介」(『明治文化研究』第二輯、一九三四年、同『政治小説研究』上、一九



六七年、二九五頁）所収。

(18) 「小室信介氏小伝」(『同志社文学雑誌』四七号、一八九一年)三八頁。なお一八八九年二月一三日付の『東雲新聞』に、「社員宮崎夢柳……両氏の伝を草し」、同志社の小室・沢辺記念文庫に備え置いたとある。この小伝は、宮崎夢柳が執筆した可能性がある。

(19) 柳田泉は、「執政伊織某」としているが(前掲書、二九六頁)、旧藩主本莊武自筆の『謝海新聞』四八篇(一八七〇年正月癸卯)には、正月二十七日、「権大参事 伊従数馬、故アツテユルセシ故、其カワリニ内蔵介(沼野秀正——引用者)申付タル也」とある(京都府立総合資料館所蔵マイクロ)。岩崎英精氏の調査によると、伊従数馬と伊従左近は同一人物である(住谷申一『謝海新聞』について、『人文学』六一号、一九六二年、一六・一八頁)。

(20) 柳田泉前掲書、二九六―七頁。しかし、池田草庵の青谿社の門人録には、小笠原長道の名前はない。もし長道が草庵門下だとすれば、民権運動を弾圧した北垣国道京都府知事と同門の弟子ということになる(豊田小八郎『但馬聖人』一九〇七年(池田糸次郎修補第三版、一九二八年)。また、山田立夫編『小室認菴翁父子小伝』(一九二四年)には、宮原節庵に学んだともある(一一頁)。

(21) 原田久美子「小室信介とその時代(1)」(『郷土と美術』八四号、一九八四年)参照。なお原田氏は、山口正養の盍簪家塾が、一八七六年に上京区から綴喜郡田辺町に移って、八一年五付南山義塾に「発展的解消」したとも指摘している(五頁)。

山口正養は、一八二七年(文政一〇)年二月、京都に生まれている。一八三七年から四六年迄京都の儒者鈴木恕平について修業し、五三年四月から家塾を開いている。六八年から翌六九年迄漢学所御用掛句読師、六九年から七〇年迄大学校御用掛大得業生心得。七〇年、大学校が廃されてからは家塾で教えていたが病気で休業し、七五年二月から奈良県陵掌を命じられたが、同年九月に本務を差免され、帰京して再び上京区で家塾を開いている。学科は「支那学」で、教則は「皇国史典・支那経史」などを使っている(『家塾開業願書』一八七六年九月二日(徳重文書、京都府立総合資料館所蔵))。

(22) 「天橋義塾略史」(『百年の資料 二』政治行政編、三四四頁。以下、特に断りの無い限り同史料による)。

(23) 「綴喜郡第四区井手村小学校句読教師小笠原長道建議」(『京都府史』第二編、政治部・学生類六、『百年の資料 五』、

- 六八―七一頁)。但し原史料により、字句を一部修正。以下同。
- (24) 林基氏によると、この時期の長道は、『地球儀用法大意』などの著書も記している(小室信介『東洋民権百家伝』一八八三・四年(岩波文庫版「解説」による)一九五七年)。
- (25) 『大和夜話』初集下、一七―八頁、二五頁(京都大学文学部、三浦周行文庫所蔵)。
- (26) 『建言』(『京都府史』第二編、政治部・学生類六『百年の資料』五)教育編、七八頁)。
- (27) 永浜宇平『京都府与謝郡誌』下巻、一九三三年(一九八五年復刻版)、七三二頁。
- (28) 『中国筋偵選中搜索之事実、奉奏上候』、一八七四年五月(岩倉文書八六、国立公文書館所蔵)。田中光儀の罷免については、『豊岡県庁手許金取調候趣上申書』(同右所蔵)。
- (29) 『明治九年 上達済』、京都府庁文書(『百年の資料』一、三四七―五三頁)。
- (30) 沢村秀夫『粟飯原曦光先生』(『郷土と美術』六一号、一九五六年)参照。
- (31) 『明治九年 上達済』、京都府庁文書(『百年の資料』一、三五八頁)。
- (32) 沢村秀夫前掲論文、一八頁。
- (33) 『明治九年 上達済』、京都府庁文書(『百年の資料』一、三五三―六頁)。
- (34) 淡路の自由民権運動については、松本健一『日暮の孤影』一九七三年(同『風土からの黙示』一九七四年、所収)参照。自助社については、三好昭一郎『徳島自由民権運動史論』(一九八一年)他参照。
- (35) 小室信夫が贈った本や天橋義塾の教科書は、今日でも宮津市立図書館に保存されている。
- (36) 沼野秀正『参看書』、沼野桃代氏所蔵(『百年の資料』一、三六二―三頁)。
- (37) 拙稿前掲論文参照。
- (38) 『私学開業願』一八七七年二月一七日(徳重文書)、同書中には村上作夫の「教員履歴」もある。
- (39) 村上作夫伝は、古くは雑誌『陽明学』(一九一五年五月号)に「村上作夫先生略伝」などが掲載され、江本孝本の「村上作夫先生履歴書覚書」も同誌の一九二三年四月号から連載されている。作夫研究の集大成は、森博の『資料集成による村上作夫伝(試稿)』(一九八二年、京都府立総合資料館所蔵)である。本節の作夫伝は、特に断りのない限り同書による。
- (40) 徳富猪一郎『蘇峰自伝』(一九三五年)一一三―四頁。

- (41) 西川正治郎編『浜岡光哲翁七十七年史』（一九二九年）八三―八頁。
- (42) 作夫と植木の交流については、高知新聞社編『植木枝盛日記』（一九五五年）を参照。
- (43) 「明治十年 諸官往復」、京都府庁文書（京都府立総合資料館所蔵）。
- (44) 『京都府史』第二編、政治部・賞刑類五。
- (45) 柳田泉前掲書、二九八頁。
- (46) 同右、二九九頁。
- (47) 「天橋義塾資本講規則」（『百年の資料 一』、三六三―三五頁）。
- (48) 「明治十年十二月企 天橋義塾資本講掛金帳」（加悦町区有文書）。飯塚一幸氏の御教示による。
- (49) 原田久美子前掲論文「自由民権民権政社の展開過程」、六七頁。
- (50) 『京都府与謝郡誌（一九二三年）七三―三頁。
- (51) 宮城公子「日本の近代化と儒教的主体」（『日本史研究』二九五号、一九八七年）他、参照。  
 宮城氏の研究は、近世儒学の自己変質のなから、中江兆民、植木枝盛らの非ヨーロッパ的な「精神の自由」論の前提となる儒者を見事に別出している。しかし、氏のいうヨーロッパ「近代思想」とは、明六社に代表される思想であり、氏のヨーロッパ「近代」批判は、あまりにもステロ・タイプなものになっている。私は、近年のヨーロッパ近代思想の研究のなかで、近代的知性を合理主義と抑圧された者の復権への情熱との共生として捉えようとしている方法（中川久定「デイドロの〈現代性〉」（一九八六年）に学びたい。

年表 民権期京都の民権運動（一八七五～一八〇年）

年次	丹波・山城地域	丹波・山城地域
一八七五	一月 小笠原長道（小室信介）が宮津に掃郷して、粟飯原曦光・粟飯原鼎・神谷広生・岩城親雄らと天橋義塾の創設を計画。（「天橋義塾略史」、以下「略史」） 六月 天橋義塾創立委員鳥居壽ら三五名、生徒は木村栄吉ら二名の体勢を整備。（同右） 七月一日 天橋義塾、「小学予科ノ名ヲ以テ」宮津小学校内の西南隅一舎に粟飯原曦光を教師として開業。会する者五四名、生徒を合わせて九〇余名。（同右、「与謝郡誌」） 八月一日 天橋義塾、小笠原長道を迎え、長道が塾則を編成する。（「略史」） 八月二十七日 小笠原長道「天橋義塾開業願 上書」を豊岡県権参事大野右仲に提出。 九月 天橋義塾幹事神谷広生・河南雪三辞職、社長鳥居壽、副社長岩城親雄、幹事小笠原長孝・横川規・粟飯原鼎を公選。会計掛は高橋亀八。（同右） 一〇月二二日 支舎を小笠原長孝邸内に置く。寄宿生徒四〇余名。（同右） 一〇月二九日 豊岡県、天橋義塾開業を認可。（同右） 十一月 官令により社主を置き、社員総数を届出る。社主には小笠原長孝となる。（同右） 十一月 一三大区副区長岩城親雄地租改正二付建議款願書」を豊岡県へ提出。（西原日誌、明治一七年）	二月二六日 綴喜郡井手小学校句読教師小笠原長道、学区取締人設置等を長谷信篤知事に建議。（府庁文書） 八月 同郡田辺小学校教師沢辺正修、学務幹事設置を榎村正直知事に建言。

一八七六

- 一二月六日 警部・巡查ら宮津町三上金兵衛宅にて戸長兼地券総代人石川三郎助(後野村)を逮捕。  
月日未詳 一三大区々々長鳥居誨を免職。(永代雜誌)  
同 中郡弓木村木村清三が資本講を提案。粟飯原鼎・高橋龜八ら賛成。(略史)  
同 阿州自助社の分社淡州本自助社々員白川敏儒が書を寄せ、天橋義塾は塾則・教科書を送り、自助社は社則・教科書を郵送する。(同右)  
一月 沢辺正修が宮津に帰省し、小笠原長道と語って、「自由主義ヲ執り、民選議院ノ設立」に従事することを誓い、綴喜郡に「民権自由ノ説」を拡める。(同右、府茶業史)  
月日未詳 東京の小室信夫、天橋義塾に『文明論之概略』一〇部と『民選議院論綱』二〇部を寄付する。(略史)  
三月 幹事横川規、学区取締人に任ぜられ但馬二方郡へ行く。(略史)  
四月 社長鳥居誨、区長に任ぜられ但馬出石郡へ行く。(同右)  
五月二二・二三日 天橋義塾、千人講の周旋人集会を開催。与謝・中・竹野・加佐郡の豪商農五八名を集める。(沼野家文書)  
五月 結社人小笠原長道、東京に行く。  
幹事粟飯原鼎、学区取締人に任ぜられ熊野郡に行く。  
副社長岩城親雄、副区長に任ぜられ加佐郡に行く。

- 該塾は幹事小笠原長孝、事務掛高橋亀八、教師栗飯原  
 曦光を残すのみ。(「略史」)
- 八月二二日 豊岡県は廃止、丹後五郡と丹波天田郡は京  
 都府に移管。
- 十一月六日 小笠原長道、小室信夫の養子となり、小室  
 信介と改名。(府庁文書)
- 十一月 宮津在住士族不穩の動向ありとの風聞により、  
 監察掛、その動靜を探索。(府庁文書)
- 二月 与謝郡二四校の教員、毎月第一日曜日に授業の研  
 究集会を持ちたい旨府へ出願して許可。(京都府教育史)
- 二月三月 小室信介・小笠原長孝・鳥居誨・沢辺正修・  
 横川規・有馬純雄ら一〇人、国事犯の嫌疑によつて逮  
 捕。(府庁文書)
- 三月八日 中郡各区総代「地租改換之義ニ付嘆願書」を  
 京都府へ提出。(地租改正修正録)
- 八月 亀岡の士族、禄米相場のことと異論を再発。  
 同地光忠寺で数回集会を開き、東上を決める。(府庁文書)
- 十一月 府、宮津・福知山不平士族説諭後の動向を探索。  
 (府庁文書)
- 十二月一五日 『煥文新誌』編輯長松本孝輔不在中、同  
 誌第五二号発行の件に付、雇主本間克忠を京都裁判所  
 にて取り調べ、廃刊。(府庁文書)
- 十二月 相楽郡加茂村で小作争議解決のため小作料につ  
 いて協定を作る。(府庁文書)
- 一月二八日 『西京新聞』創刊される(『煥文新誌』の改  
 題)。(明治文化全集・新聞篇)
- 二月二一日 天田郡総代「田畑利子御引直シ願」を京都  
 府に提出。(地租改正修正録)
- 二月 『京都日日新聞』官許になる。社長西田忠兵衛、  
 編輯長津田敬之。(浪花新聞 二・一三)
- 二月 亀岡士族不穩。(府庁文書)
- 三月 『京都日日新聞』創刊、同月二号をもって廃刊。  
 (明治文化全集・新聞篇)
- 四月二七日 『民会参考論』創刊、生々者発行(『京都日  
 日新報』を改題)。(大日 五・一七、同右)
- 五月 『西京新聞』編輯長畑菊太郎、同紙記事のため禁

獄一五日・罰金一五円を科せられる。

五月 『西京新聞』投資のため村地謙造、禁獄一〇日・罰金一〇円を課せられる。  
(西京新聞 六・二九)

六月一五日 『民会参考論』の津田敬之が、三号に「天道革命論」という論説を掲げ裁判所検事局へ、旧『煥文新誌』の松本孝輔が裁判所刑事課へ呼び出される。  
(筆禍史)

六月 『蟠洲新報』発行される。西京三条大橋町一〇六番地、新報社、社長は狩野光義、編輯長兼印刷は奈流芽於芸。  
(西京新聞、六・二七、略伝)

六月 宮津の士族、巡查志願の者の身体を検査するため、警部などが出張したが、志願の有無にかかわらず士族の身体を検査するの達に士族達は激怒。当日に至り志願の者のみの検査と再達になる。  
(大日 六・二三)

六月 有吉三七、嫌疑により京都府へ拘留。  
(大日 一〇・七)

(大日 一〇・七)

六月二七日 『西京新聞』仮編輯長渡辺末綱、五九号に無根の記事を載せたとして、懲役三〇日・贖罪金二円五〇銭を科せられる。  
(西京新聞 六・二八)

(西京新聞 七・六)

六月三〇日 『民会参考論』内務省より発行禁止を申し付けられる。  
(西京新聞 七・六)

七月四日 『平安新聞』仮編輯長松井璃平、三一号の雑報の事で懲役四〇日・贖罪金三円を科せられる。  
(西京新聞 七・六)

七月五日 『安眠雑誌』、一号限りで内務省より発行禁止。  
(西京新聞 七・六)

七月二日 『鴨渥珍誌』創刊、笑々社発行、発行人雑賀豊太郎、編輯長畑菊太郎、印刷人藤塚権治郎。  
(府庁文書、明治新聞雑誌文庫)

七月 野崎達三郎、『大湖新誌』の発行を滋賀県に出願。

一八七八	<p>八月三十一日 京都府、小室信介・小笠原長孝・鳥居誨・沢辺正修・横川規、「仮口供甘結」の旨を内務卿へ報告。 (府庁文書)</p> <p>九月二四日 与謝郡第一・二区「地租改正之義ニ付嘆願書」を与謝郡へ提出。 (地租改正修録)</p> <p>九月 与謝郡の教員集会、贅言に流れること多くとして府より会合を禁止。 (京都府教育史)</p> <p>一〇月二日 小室信介、義兄小室佐喜造預かりとして謹慎。 (府庁文書)</p> <p>一〇月三日 有吉三七、親類預かりを申し付けられる。 (大日 一〇・七)</p> <p>一〇月 沢辺正修・横川規、無罪釈放。 (案外堂主人小室信介)</p> <p>一一月二日 「天橋義塾資本講規則」を作成。幹事沢辺正修・松本誠直・横川規。 (百年の資料 一)</p> <p>一月五日 天橋義塾、会議法を編成する。春秋二期をもって大会議を行い、毎月一五日をもって小会議の定日</p>
	<p>藤江革(元「安眠雜誌」編輯長)、奥野文四郎(元「民會參考論」編輯長、元「安眠雜誌」社長)、奈流芽於芸(元「安眠雜誌」印刷人、元「蜻洲新報」編集長)の計画。 (府庁文書)</p> <p>八月三十一日 旧「煥文新誌」の松本孝輔に禁獄五〇日、罰金一〇円を科せられる。 (略伝)</p> <p>八月 「美也湖新誌」創刊、主幹奥井清風。一八七八年一月、六号で廃刊。 (明治文化全集・新聞篇)</p> <p>九月一八日 「平安新聞」編輯長奥井清風、同紙一五号に「庄政の政府は之を顛覆して、自由の権力を養成すべし云々」との投書を掲載したため、禁獄五カ月を科せられる。投書家関憲一には、新聞紙条例第一二条違反によつて、禁獄二〇日・罰金一五円を科せられる。 (西京新聞 九・一九、筆稿史)</p> <p>九月二十九日 「民會參考論」の津田敬之は、京都裁判所で禁獄二カ月の刑を科せられる。 (略伝)</p> <p>一〇月一七日 京都裁判所、天田郡直見村借金問題につき、「地所釋売払」の判決。 (上夜久野村史資料)</p> <p>一一月 久世郡富野村の小作人ら、地主に小作米の減額を申し入れる。地主は、その年の分を皆納の上は、地主衆議により検討を約する。 (府庁文書)</p> <p>一二月 叡麓舎を設立。学校主村上作夫、生徒二一名。上京区広橋殿町四一八番地。 (村上作夫伝)</p> <p>一月六日 揖東正彦ら広益演舌会社を結成。「演舌会社仮規則」などを決議。 (演舌社談)</p>



とする。

(与謝郡誌)

二月 天橋義塾、委員章程を定め毎組に委員を設け、毎月一五日の小会議定日には組内総員の醸出金を集める。

(与謝郡誌)

二月 天橋義塾、銀行論を誘導し士族過半これに同意して、正金高一〇円余におよび、近々願いでる。

(大日一・一三)

一月一九日 久世郡富野村の小作争議再燃。富野村の小作人一〇名余、戸長中川平左衛門宅へ強訴、さらに六〇名余府庁へ嘆願に出向くが、戸長らの説得によって伏見で帰村。

(府庁文書)

一月二九日 下京区奈良屋町に協計社を結成。社長高崎芳宣、世話人秋田新次郎。

(府庁文書)

一月三十一日 『西京新聞』編輯長渡辺末綱、同新聞第二五八号の記事が讒謗律にふれ、罰金二〇円・禁獄一〇日の判決。

(筆禍年表稿)

二月 協議社を設立。教師渡辺潔、上京区東洞院丸太町上ル。府の査官たちの和漢の法律書等の研究会。

(大日二・一七)

二月二三日 法律切磋会を設立。代言人数十人の仏蘭西民法研究会。

(大日三・二)

二月下旬 榎東正彦ら広益演舌会社(仮本館木屋町四条上ル)、『演舌社談』第一集を発刊。

(演舌社談、府庁文書)

三月一五日 内務省図書局長より『演舌社談』が出版届なく発刊されていることにつき府に照会。この頃、広益演舌会社の牧田栗造ら召喚。

(同右)

三月一七日 広益演舌会社、木屋町西条上ル池吉楼で定例演舌会を開催。聴衆約七〇人、府、内偵二人を送る。

(同右)

三月二〇日 広益演舌会社取締人榎東正彦、拘留となる。

(同右)

- 四月三日 天橋義塾、第一期会、会合する者三〇〇余名。  
(与謝郡誌)
- 四月一八日 京都裁判所、小室信介に対し政体を排毀した科により禁固三〇日、小笠原長孝に禁固二〇日。連累の平田敬信・河原政庸・有吉三七・松本政直・鳥居誨・本庄宗武は無罪。(府庁文書、大日 四・二八)
- 五月一八日 小室信介、満期解免。(大日 五・一九)
- 五月 天橋義塾、有志者の寄付を募り増築を竣工。教則並びに課業の改正を行う。(与謝郡誌)
- 五月三十一日・六月一日 小室信介「獄窓の夢」を『大阪日報』に掲載。(大日)
- 三月二十六日 伏見区京町三丁目で無代価の新聞縦覧所を開設。発起人は同町の岡本・大島。  
(西京新聞 三・三〇)
- 五月 『西京新聞』編輯長渡辺末綱、同新聞第三六二・三六八号の記事が、讒謗律にふれ、罰金三〇円を課せられる。(筆禍年表稿)
- 五月 『親風新聞』発刊を、広橋殿町村上作夫が出願。(大日 五・一〇)
- 六月五日 『毒舌社談』発行禁止。揖東正彦・牧田栗造・坂井喜三郎は新聞紙条例違反で罰金一〇〇円、坂井は更に取調中遠地に出た科により懲役一〇日・贖罪金七五銭。揖東正彦は、知事に宛てた書簡中粗暴の言を交えた罪により懲役三〇日。  
(大日 六・八、有喜世新聞 六・一一)
- 六月二十五日 協計社高崎芳宣、領収書偽造の罪で伏見警察署により起訴。(府庁文書)
- 七月七日 『西京新聞』四日付(四二六号)、大阪鎮台の茶臼山安部野演習で金が賭けられた云々の記事で、大阪鎮台より抗議が起こり、正誤記事を掲載。(府庁文書)
- 八月 『西京新聞』編輯長渡辺末綱、同新聞第四二六・四二八号の記事により、罰金五円を科せられる。
- 七月一日 醸金法を改め百分の三法を廃し、社員一般に毎月金一〇銭宛を醸出させる。(与謝郡誌)
- 八月二一・一八日 竹野郡間人村の村民數十人、盆踊りと称して観音堂の前に集まり、峰山警察署間人分署の

一八七九	<p>巡査らが制止しようとして乱闘。村内愛宕山に村民一四〇〜五〇人集会。一四日 村民二三人を拘引、二八人を区戸長に預け、首謀者一〇余人を峰山に拘留。一六日 府から巡査五〇人出動（原因は、村民が難破船の積荷を捕る慣行を、巡査が否定したため）。</p> <p>（府庁文書、大日 八・二〇）</p> <p>八月三〇日 天橋義塾、教則・社則を完成し、大会議を行い、役員・社員の権限を確定する。（与謝郡誌）</p> <p>九月一八日 天橋義塾、英学科を新設。慶応義塾出身の綾部文蔵（高知県人）を招き、英語と数学を担当。</p> <p>（京都府教育史）</p> <p>一〇月二日 榎村正直知事、巡視のため丹後に出張（一二月一〇日迄）。（大日 一〇・三〇、一一・六）</p> <p>一〇月一七日 小室信介、「天橋義塾結社大意」を『大阪日報』に公表 （大日 一〇・一七）</p> <p>月日未詳 沢辺正修、天橋義塾社長になる。（京都府教育史）</p>
	<p>九月四日 府市井掛の雨森菊太郎、『演舌社談』の発行を許可した科で譴責処分。（府庁文書）</p> <p>一〇月二日 『勉強広告新聞』の岡本春暉、第三・五号の記事が聖護院住職田中敬心の名譽を毀損したとして罰金五円を科せられる。（大日 一〇・一六）</p> <p>二月一四日 京都府、集會取締方を達す。（府庁文書）</p> <p>二月 『京都日日新聞』創刊。社長藤本俊隨、編輯長古谷得三（一八八一年三月廃刊）。</p> <p>（明治文化全集・新聞篇）</p> <p>一月一七日 『我楽多珍報』創刊（京都日日新聞社発行、一八八三年終刊）。（我楽多珍報 一・一二七号）</p> <p>一月 『西京新聞』編輯長渡辺末綱、罰金五円を科せられる。（筆禍年表稿）</p> <p>二月一日 上京区二条油小路に数理探求義塾が結成。社</p>

三月二七日 愛国社第二回大会に「西京正心社井沢彦三郎、丹後天橋義塾法貫発」が参加。  
(自由党史)  
 春 熊野郡野中村に協和会が結成。奥田新之丞他、会員三〇余名。  
(奥田家累代記)

五月 宮津地方で文政一撰の指導社栗原百助の劇が上演され、記念碑建設が企てられる。(東洋民権百家伝解題)

六月 天橋義塾教師綾部文蔵の編輯「万国地図便覧」が好評。  
(大日 六・一五)

長服部直、波多野鶴吉・長沢亀之助。

三月三〇日 第一回京都府会を中学校正堂で開く。  
(波多野鶴吉翁伝)

四月四日 「京都日日新聞」編輯長古谷得三、同紙六二号の記事により、罰金三円を科せられる。  
(府庁文書)

四月 「西京新聞」編輯長渡辺末綱、第六六五号付録「府会傍聴記」に誤聞を掲載し、その正誤遅延のため罰金五〇円を科せられる。  
(筆禍年表稿)  
(読売 五・一六)

五月九日 各庁の長官に命じ、官吏の政談演説を禁止。  
(徳重文書)

五月 「京華新誌」発行、編輯長貫名駿一。  
(大日 五・一六)

五月 「京都日日新聞」編輯長古谷得三、同紙第一〇二号に華族従五位芝田氏のことを載せた科により罰金二五円を科せられ、「西京新聞」編輯長渡辺末綱、同紙のことで罰金五円を科せられる。また「数理雑誌」編輯長長沢亀之助、同紙第一号に横村京都府知事を暗に譏謗したので禁獄五日を科せられる。  
(大日 六・四)  
 八月 南桑田郡亀岡町で盈科義塾が結成。田中源太郎・垂水新太郎・石田真平・川勝光之助他。  
(田中源太郎翁伝)

一〇月 「京都日日新聞」前編輯長山科生幹、第二〇七号の社説「疑惑」が新聞紙条例にふれ、禁獄一〇日。

一八八〇

- 一月四日 天橋懇親第二次会を天橋義塾で開く。入会する者一三〇余名。(大日 一・九)
- 一月 丹後の府会議員、峰山に臨時会を開き、石川三郎助・田井五郎右衛門の地方官会議傍聴を決議。綴喜郡の議員西川義延・伊東熊夫・田宮勇も同行。(大日 一・三〇)
- 一月三〇日 加佐美郡舞鶴町で煉真社を結成。頭取牛江松軒・副頭取田中清美、参加者一〇〇余名。(大日 二・一一)
- 二月 宮津で稠繆社を結成。岩城親雄・横川規・沢辺正修等の発起で加入者一五〇余名。(同右)
- 二月二日 国会開設のため東京中村楼に各府県議員ら会同協議。京都は田井五郎右衛門(与謝郡)・川口藤右衛門(中郡)、松野新九郎(愛宕郡)らが参加。(川口家文書)
- 二月 横村知事、沢辺正修・小笠原長孝・梅村疎影・小西安兵衛ら七名を召喚し、愛国社第四回大会への参加中止を説諭。(大日 二・二五―二六、三・一八)
- 三月九日 『大阪日報』、「丹後有志人民に告ぐる書」を
- 罰金二五円を科せられる。(読売 一〇・二二)
- 一月 『京都日日新聞』前編輯長山科生幹、第二〇二号の記事により、罰金五円を科せられる。(筆禍年表稿)
- 一月 京都府会議員伊藤某は自費をもつて法律学社を設け生徒を募集する由。(大日 一・一八)
- 一月二七日 綴喜郡の西川義延ら、地方官会議の傍聴のため、神戸港を出発。(京都日日新聞 二・一、府庁文書)
- 二月五・七・八・二一日 『京都日日新聞』、養笠鋤八郎「愛国民権論」を連載。(京都日日新聞)
- 二月一四日 『京都日日新聞』、寄書「独乙皇孫我國禁ヲ犯ス」を掲載。
- 二月二三日 『京都日日新聞』編輯長赤松幹、ドイツ皇孫の栄誉を害した投書を掲載した科により、罰金一五〇円・禁獄五ヶ月の刑をうける。(大日 二・二五)
- 二月 横村知事、山梨県令藤村紫郎と連名で、地方官権限を強化する教育令改正を建言。(徳重文書)

掲載。

(大日)

三月一〇日 宮津智源寺で国会懇願の集会。沢辺正修・石川三郎助・糸井徳之助を東行代表に決定。(宮崎日誌)

三月二八日 与謝郡府中校で国会開設につき相談。京都府知事の説論により国会開設建白は延期。(宮崎日誌)

四月一八日 『大阪日報』、丹後舞鶴逸民の「読東京日日新聞」という国会開設論の寄書を掲載。(大日)

四月二九・三〇日 宮津の監獄掛一八人、国会論に賛同した件により免職。

(京都日日新聞 五・一九、府庁文書)

五月 与謝郡各組総代「地租改正之儀ニ付嘆願書」を京都府へ提出。(地租改正修録)

三月三十一日 『西京新聞』編輯長米倉軌重、第九三三号の記事で罰金五円を科せられる。

(京都日日新聞 四・二)

四月五日 集会条例公布。

四月二日 京都日報社の古谷宗作、上京第三方面警察分署に召喚され、愛国社大会が大坂府知事より禁止されたこと、『京都日日新聞』にも掲載するよう依頼される。(京都日日新聞 四・二四)

四月一七日 朝日新聞西京支局で「常盤新聞」を発行。

同日、開業式を開催。(大日 四・二〇)

四月二七日 『京都日日新聞』編輯長古谷宗作、第三七七号の記事が讒謗律にふれ、罰金五円を科せられる。

(大日 四・二八)

五月一三日 下京区芦田右一ら盟親会を結成。修身を論じ親睦を旨とする団体。(徳重文書)

五月十五日 『京都日日新聞』、『西京絵入新聞』発刊。

(大日 五・一二、明治文化全集・新聞篇)

五月二日 知事、明治二二年度地方税収入予算に不足が生じたとして、開会中の府会にはかることなく、地方税の追徴を布達。(地方税追徴事件の開始)

(府庁文書)

<p>五月 宮津の有志若連中友朋社、積立金が二〇〇〇円になつたので、商法を営まんとして貸付を行う。 (大日 五・二六)</p>	<p>五月二五日 文珠九助ら義民の招魂祭を伏見の神宮協会所と大黒寺で挙行。 (京都日日新聞 五・二五) 五月二五―二八日 『京都日日新聞』、「文珠九助伝」を掲載。筆者は小室信介。 (同右) 五月二七日 府会、地方税の追徴を不当として、知事に伺書を提出。 (府庁文書)</p>
<p>六月二三日 与謝郡第五組「地租改正願」を京都府へ提出。 (地租改正修正録)</p>	<p>五月 『京都日日新聞』編輯長古谷宗作、同紙の記事で罰金一〇円を科せられる。 (郵便報知 六・四)</p>
<p>六月 沢辺正修・横川規・星野源八郎ら町村会の立案委員に当選。 (大日 六・一二)</p>	<p>六月 香川県の民権家小西甚之助、京都府の『有志家及府會議員』に奮起を促す手紙を送付。(東京曙 六・八)</p>
<p>六月 沢辺・横川・星野ら興産社設立に努力。松本誠直・塩沢行寛・沢辺栄次郎らも助力。 (同右)</p>	<p>六月九日 『朝野新聞』、横村知事の処置を批判。『京都日日新聞』・「中外広間新報」・「東京曙新聞」なども、地方税追徴事件を取り上げ論評。(朝野新聞、京都日日新聞 六・一五、中外広間新報 六〇・七七号、東京曙新聞 六・二四)</p>
<p>七月二六―八月二日 舞鶴の田中甚右衛門・井上喜七等、同所で演説会を開催。 (大日 七・三〇)</p>	<p>六月二三日 天皇行幸に入費の苦情。府、「不平心アルモノハ国旗・祝灯等差出ニ不及候」と返答。(府庁文書)</p>
<p>七月二六日 教育談会の結成。会長沢辺正修、毎月一日、天橋義塾において教育の事理を論談。(徳重文書)</p>	<p>七月 福知山新町に新聞縦覧所を設ける。同所の藤木守治郎が発起。 (大日 七・二七)</p>
<p>七月 天橋義塾、市街に支舎を設け、本舎では法学・農学・商法学の専門学科を設ける。沢辺正修、国会開設を遊説し、横川・星野らと町村会設立に努力。 (大日 七・八)</p>	<p>七月 同市中の有志が申し合わせて同信社を結成。毎年二月五日に代表二人ずつ信州善光寺に参詣。(同右)</p>

- 七月 宮津の有志家今林則満ら生系縮緬会社を設立。(同右)
- 七月 天橋義塾、第五宴懇親会を開催。参加者少数。(京都日日新聞 七・二三)
- 八月一日 天橋義塾において懇親会。(宮崎日誌)
- 八月 久美浜の有志、協同桑園を設ける。(大日 八・七)
- 九月 宮津の旧藩士、鑛燧社を結成。摺附木の製造を行う。(大日 九・二八)
- 九月 熊野郡同仁会の結成。小室信介の呼び掛けにより稲葉市郎右衛門・西垣虎吉・大石精美らが創設。(大日 八一・四・二六)
- 一〇月 宮津にて物産会を開設。(大日 一〇・九)
- 一〇月一〇日 旧宮津藩士二〇余名、旧藩主伯耆公の七周忌を生国魂神社で行う。(大日 九・二八)
- 一〇月二〇日 与謝郡選出府会議員のやり直し選挙会を
- 八月 『西京新聞』編輯長米倉軌重、『京都日日新聞』編輯長古谷宗作、讒謗律第五条により罰金各五円を科せられる。(郵便報知 八・一九・二八)
- 八月 福知山で民権家榊原鋭吉ら明治社を設立。(大日 八・一九)
- 八月 福知山で見弘舎が発足。舎長が藤木亀太郎で、全国の新報を近在に売る。(大日 八・五)
- 九月二五日 中村栄助の会主にて、寺町仏光寺で山本覚馬らの演説会を開催。(大日 九・二五・二六・二八)
- 九月 南桑田郡の田中源太郎・垂水新八郎ら「地方税徴収ノ儀ニ付伺書」を京都府へ提出。(大日 一〇・二)
- 九月 南桑田郡古世村に而知会が結成。国府忠誠・伏原有文らが中心で、学事の開進を図る。(徳重文書)
- 一〇月 何鹿郡に習業社という士族授産場を開設。綿氈を織って西京へ送る。(大日 一〇・九)
- 一〇月八・九・一〇日 四条南の演劇場において演説会を開催。弁士は植木枝盛・永田一二等。九日、聴衆三〇〇〇人。一〇日、井上れんら祇園町の芸妓三人が参会。(大日 九・一〇・一一・一三)
- 一〇月一五日 綴喜郡において第一回自由懇親会を開催。(大日 八一・一・一九)



<p>開催。            一〇月二十四日 沢辺正修、丹後地域の有志人民総代として宮津を出発。            (大日 一〇・二八、一一・九)            (宮崎日誌)</p>	<p>一〇月二八日 沢辺正修、京都府三國二区九郡有志人民二七五〇人の総代として、国会期成同盟第二回大会に出席。            (自由党史)            十一月二日 沢辺正修、国会期成有志公会の立案委員に選出される。            (大日 一一・一九)            十一月六日 大村政智、宮津智源寺での与謝郡農産会の帰路、宮津警察署より召喚され、沢辺に国会開設願望の委任をした人名を尋問されるが、公表を拒否する。            (大日 一一・二五)</p>
<p>一〇月一六日 四条南の演劇場において演説会、伊藤社一郎の演説中に中止解散。            (朝野 一〇・二七)            一〇月一七日 府、布達第二二一号を取り消し、改めて同一内容の追徴議案を府会に下付。            (府庁文書)            一〇月二七日 在京の有志、洛東三樹里の月波楼に沢辺正修を招き祖道の宴を開催。幹事は小室信介・三浦駒太郎。来会者は松野新九郎・西川義延他。            (大日 一〇・三〇)</p>	<p>一〇月二八日 府会、下付された議案に「地方税追徴議案返還理由上申書」を添えて府に返還。            (同右)            一〇月 府、府会の理由書を却下。            (同右)            一〇月 下京区十禅寺町に朝日組が結成。摺附木の製造・販売を行う。            (大日 八一・一・一六)            十一月四日 府会、再返還理由上申副書を添えて府へ再返還。内務省へ上申書を提出。            (同右)            十一月 『西京新聞』編輯長米倉軌重、『京都日日新聞』編輯長渡辺末綱、警察官を讒毀した科により罰金一〇円を科せられる。            (郵便報知 一一・五・九)            十一月八日 『我楽多珍報』編輯長大柴法剣、第四九号狂画のため、知事より告発される。            (大日 一一・一一)            十一月五日 『我楽多珍報』編輯長大柴法剣、狂画のため上京警察署に拘留。            (大日 一一・一五)</p>

<p>一月一九日 竹野郡間人村で懇親第一会を開き、有志家二〇余名が参加。(大日 一一・二七)</p> <p>一月二六・二七日 沢辺正修、「告国会期成有志公会諸君」を発表。(大日)</p> <p>一月三〇日 与謝郡府中親睦会、会名を農事相談会とし、世話掛として宮崎佐平治・小松純爾を選出。会員四七名。(宮崎日誌)</p> <p>二月一日 小室信介、「朝日新聞」に「平仮名民権論」を連載。(案外堂主人小室信介)</p> <p>二月七日 沢辺正修、「国約憲法制定懇願書」を太政官に提出。(朝野 一一・一〇)</p> <p>二月二八日 沢辺正修、宮津の鑽燧社と会合。会する者七、八〇名。(大日 一・一三)</p> <p>年月日未詳 沢辺正修ら「日本国憲法草案」を起草。(古巻家文書・永島家文書)</p>	<p>一月三〇日 『我楽多珍報』編輯長大柴法剣、楨村知事の職務を讒毀したとして罰金五〇円を科せられ、大審院へ告訴。(我楽多珍報 五九号)</p> <p>二月二八日 『我楽多珍報』編輯長大柴法剣、第五三号狂画で天皇を誹謗したとして讒謗律第二条に触れ、懲役二年の刑を科せられる。(我楽多珍報 六一・七八・一二六号)</p> <p>二月四日 沢辺正修帰京、平安公会の結成に参加。東洞院錦上ル山音樓に、松野新九郎・沢辺正修・波多野鶴吉・服部直・久保田米僊らが集まる。(古巻家文書、宮崎日誌、大日 八一・一・一六)</p> <p>二月五日 沢辺正修、丹後に出発。帰途、福知山の同盟社社長奥村、飯田・平田・榊原・西垣ら数十名と懇親会。(大日 八一・一・一三)</p> <p>二月 何鹿郡志賀郷村の小作人二〇余名、地主二〇余名に対し小作宛米引下げを要求。(大日 八一・五・二九)</p> <p>二月 乙訓郡長法寺村で地租改正の不正が発覚して、一村紛争。(大日 八一・二・五)</p>
---	--

〔出典〕「天橋義塾略史」(京都府百年の資料 一)、永代雜誌(与謝郡加悦町算所区有文書)、『京都府茶業史』、沼野家文書(宮津市沼野家所蔵)、川口家文書(中郡大宮町奥大野川口家所蔵)、古巻家文書(丹後郷土資料館所蔵)、永島家文書(同上)、『地租改正正録』、西原日誌(加悦町算所西原家文書 同上)、府庁文書(京都府立総合資料館所蔵)、徳重文書(同上)、宮崎日誌(宮津市江尻宮崎家所蔵)、『明治文化全集』

新聞篇」、西田長寿「筆禍年表稿」、「西京新聞」、「大阪日報」、「浪花新聞」、「民会参考論」、「鴨漕珍誌」、「読売新聞」、「京都日日新聞」、「郵便報知新聞」、「東京曙新聞」、「朝野新聞」、「京都新報」、「演説社談」、「我楽多珍報」、「与謝郡誌」、宮武外骨・西田長寿「明治新聞雜誌関係者略伝」、「京都府教育史」、「上夜久野村史資料」、板垣退助監修「自由党史」、小室信介著・林基解題「東洋民権百家伝」(岩波文庫)、「植木枝盛日記」、「田辺町近世近代資料集」、「田中源太郎翁伝」、「波多野鶴吉翁伝」、森博「資料集成による村上作大伝」、宮津市教育委員会「資料 天橋義塾」、「京都新聞九〇年史」、原田久美子「沢辺正修伝」(京都府立総合資料館「資料館紀要」第三号)、柳田泉「案外堂主人小室信介」(同「政治小説研究」上)、和田繁一郎「案外堂小室信介の文学」、「京都府百年の年表 一」、他。